

令和3年3月4日（木曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

令和3年第1回松島町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（14名）

| | | | | | | | |
|-----|----|----|---|-----|----|----|---|
| 1番 | 杉原 | 崇 | 君 | 2番 | 櫻井 | 靖 | 君 |
| 3番 | 緑山 | 市朗 | 君 | 4番 | 赤間 | 幸夫 | 君 |
| 5番 | 高橋 | 利典 | 君 | 6番 | 片山 | 正弘 | 君 |
| 7番 | 澁谷 | 秀夫 | 君 | 8番 | 今野 | 章 | 君 |
| 9番 | 太齋 | 雅一 | 君 | 10番 | 後藤 | 良郎 | 君 |
| 11番 | 菅野 | 良雄 | 君 | 12番 | 高橋 | 幸彦 | 君 |
| 13番 | 色川 | 晴夫 | 君 | 14番 | 阿部 | 幸夫 | 君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | |
|------------|-----|-----|---|
| 町長 | 櫻井 | 公一 | 君 |
| 副町長 | 熊谷 | 清一 | 君 |
| 総務課長 | 千葉 | 繁雄 | 君 |
| 財務課長 | 佐藤 | 進 | 君 |
| 企画調整課長 | 佐々木 | 敏正 | 君 |
| 町民福祉課長 | 安土 | 哲 | 君 |
| 健康長寿課長 | 齊藤 | 恵美子 | 君 |
| 産業観光課長 | 太田 | 雄 | 君 |
| 建設課長 | 赤間 | 春夫 | 君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 鷹平 | 義弘 | 君 |
| 水道事業所長 | 岩淵 | 茂樹 | 君 |
| 危機管理監 | 蜂谷 | 文也 | 君 |
| 子育て支援対策監 | 本間 | 澄江 | 君 |
| 総務課総務管理班長 | 相澤 | 光治 | 君 |
| 教育長 | 内海 | 俊行 | 君 |
| 教育次長 | 児玉 | 藤子 | 君 |

| | |
|-------------|-----------|
| 教 育 課 長 | 赤 間 隆 之 君 |
| 参事兼中央公民館長 | 伊 藤 政 宏 君 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 中 條 宣 之 君 |
| 監 査 委 員 | 丹 野 和 男 君 |

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 和 也 主 査 清 水 啓 貴

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 3 年 3 月 4 日 (木曜日) 午前 1 0 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（阿部幸夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回松島町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申出がありますので、お知らせいたします。[REDACTED]さん外1名でございます。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、3番緑山市朗議員、4番赤間幸夫議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして質問を許します。

質問者は登壇の上、質問願います。

2番櫻井 靖議員、登壇の上質問願います。

〔2番 櫻井 靖君 登壇〕

○2番（櫻井 靖君） 2番櫻井 靖でございます。やはり、この場所に立ちますと、大変緊張いたします。本当に精神的にもぴりっとしたのを感じます。前回の定例会では病気で入院していたので、残念ながら一般質問をすることができませんでした。この場に帰ってきて、本当に大変うれしく思っています。入院して感じたこと、また考えたことを基にして今回の質問をさせていただきたいと思っております。今回は1問のみになります。

コロナ禍でも健康診断は大切という題で質問させていただきます。

特定健康診査の受診率の向上はどの自治体でも課題であります。松島町では令和元年度の受診率は54.4%となっております。全国平均38.0%、宮城県平均48.9%から見ますと、確かによい数字ではあるかもしれませんが、厚生労働省が2023年度目標値として特定審査の70%には

程遠い数字であります。さらに、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に健康診断を控える傾向が強まったとの話を聞いております。また、松島町は高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画の資料にあるとおり、介護認定率が上昇傾向にあり、若年期から健康づくりについて関心を持ってもらうことが必要であります。そこで、松島町の特定健康診査及び健康づくりについて質問いたします。

令和2年はコロナ禍での診査、検査となったわけですが、松島町の検査の受診率は例年と比べてどうだったのでしょうか。松島町は、全国的な傾向と同じように、受診率は減少であったのでしょうか。あと、分かればいいんですけれども、令和2年度の国民健康保険の受診対象者の人数ですね、そしてそれが何名だったのか。対象者は何名だったのか。受診者が何名だったのかを、併せて分かれば教えていただければと思います。

また、診査で再検査となった人たちのその後の検査状況について、町ではきちんと把握しているのか。その点についてもお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず初めに、櫻井議員の一般質問に答弁する前に、改めておはようございます。今日、4名の方が一般質問される予定となっておりますが、よろしく願い申し上げます。

それでは、櫻井議員のただいまの質問でございますけれども、令和2年度、感染症対策を徹底しまして、町民の皆様安心して健診を受けていただけるよう体制を整えまして、近隣の市、町が日程を変更している中ではありますけれども、我が町は予定どおり総合健診を実施しております。詳細等につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 令和2年度の総合健診につきましては、密を避けるために受付時間を例年よりも1時間30分延長して実施いたしましたが、健診期間中の全体の来場者数は昨年よりも7.5%減少いたしました。特定健診の対象者数は、9月末現在の被保険者数が2,624名です。特定健診の受診者数はそれに対しまして1,157名。医療機関からの情報提供分と合わせますと、受診率は令和2年度、49%となります。前年度と比べて約5%ほど減少したということになります。

県内の健診受診率につきましては、健診団体にお聞きしましたところ、平均して約1割から2割ほど減少しているということで、多いところでは2割以上も減少した市町があると伺っています。

松島町におきましては、胃がん検診などほかのがん検診につきましても約5%から10%ほどの減少にとどまっているという状況でございます。

また、各種健診で精密検査の対象となった方、または至急に医療受診しなければならない方につきましても、通知を行うほか、保健師、看護師などが訪問や電話などでお知らせをいたしております。医療機関において再検査を受けますと、がん検診につきましてもその結果は塩釜医師会を通じて町に連絡をいただく仕組みとなっております。再検査を受けなかった方に対しましては、再度電話をするなど年度末ぎりぎりまで受診勧奨を行っているところであります。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 以前にも、松島町の受診率が他の県内自治体に比べて低かったというのがちょっとありましたので、質問させていただきました。特定受診健康診査の受診率というのは、ほかの自治体によって微妙に違うということで、そのとき説明をされていまして、そのときに診査の方法がちょっと特別だったので松島町は低かったという回答を、そのときはさせていただきまして、現在いろいろ調整をしていただいて、現在の受診率という形を取られていたのかなと思います。県内の自治体の中では、優秀なほうなのかな、平均よりも上ですし、2市3町の中でも一番受診率が高かったというのを見ておりましたので、そこら辺はいろいろ工夫されているのではないのかなと思っております。

しかし、やはりコロナ禍ではありまして、5%から1割くらい例年に比べて少なかったということになりますと、なかなかその中でも大変だったのかなと。それ以外にも、いつも病院で検査しているからという方も、中にはいらっしゃいます。その中には、多分カウントされていないのかなと思っております。

健康診断を受けない方々が、全国的には1割から3割各自治体で減っているという話を聞いております。そうなってくると、やはりその中でがん患者という部分で考えますと、約1万人の方が今回未発見のままであったということが、ある雑誌には載っております。6月から9月にかけて胃がん検診を受けた方が、胃がんの手術を受けた方が、ほかの年に比べて2割減少したという統計も載っております。コロナだからがん患者の出現率が低くなったというのはあり得ない話で、ただ単に発見されなかったというだけでございます。ですから、例年に比べて1万人の方が未発見のままという形は、それなりの信憑性はあるのかなと思っております。

ご存じのとおり、がんというのは早期発見であれば生存率は高く、発見が遅くなればなるほど生存率というのは低くなっていきます。他の病気でも、できるだけ早く発見されれば対応が違ってくると思います。1年間検査を行わず、がんが大きくなっているというのは確実なことだと思います。昔、学校で習いました細胞分裂というのは、1つの細胞が2つになり4つになり8個になり、倍、倍となっていく。2乗2乗となっていく。ですから、1センチがんが大きくなる速度と2センチになる速度というのは、全然まるきり違う速度になっていくということです。ですから、1年間がんをそのまま放っておくということは、それだけ大きくなる、悪化するということで、それだけステージも上がっていくのかなということを感じております。

そういう中で、やはりそうした数値を皆さんに伝えて、これだけ検査をしなければがんの患者というのは発見されないんですよ、そのためにきちんと検査を受けましょうということをやってってもらいたいなど。やはり、私なんかも今回の健康診断で病気が発見されました。ですから、身をもってぜひともそういうことを強く、町民の方に分かっていただきたいなと思っております。ぜひとも、そういう今回受けなかった方というのには、特に受診というのを進めていただきますよう、それで数値というのも結構いろんなところで出ていると思いますので、これだけの人が未発見なんですよということも添えながら、ぜひ受診率の向上に努めていただきたいと思うんですが、今年の今後の対策としてはどう考えているでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 受診率の向上につきましては、後からも述べさせていただきますけれども、まずは健診を受ける必要性を粘り強く皆様方に周知する必要があると思います。また、もしできれば直接そういったことを説明させていただくような機会が、多ければ多いほど、やはり皆さん方に強く心に残るようなものになるのではないかと考えておりますので、今後ともそういった受診向上につきましては、健康長寿課の事業として積極的に取り入れていきたいと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） それで、今54.4%、受診率という形になっているかと思うんですが、やはり目標値というのを設定していかないと、なかなか難しいのかなと思っております。松島町としては、大体目標値をどのくらいまでに設定しているのかお聞かせ願えればと思います。県内ですと、富谷市さんとか大衡町さんとか栗原市さん、60%を超えております。やはり、60%を超えるというのが1つの目標になるのかなと思っているんですけども、やはりその

ぐらいだと、目標値としてクリアできる数字ではないのかなと思うんですが、そこら辺どう考えているんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 特定健診について言えば、国は70%ということで目標を掲げておまして、今櫻井議員がおっしゃったような60%ということを目標にしたらということでしたけれども、現在の松島町の状況では、60%はなかなか厳しい状況ではないかなと考えております。これから受診率を大幅に上げるということになりますと、集団検診だけではなく、医療機関で行う個別の健診なども導入しないと、なかなか画期的な受診率向上にはならないんですが、まだ松島町におきましては個別健診という体制は取っていないという状況になっております。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 今、例を挙げました富谷とか大衡とか栗原、60%を超えているんですけども、こちらは松島と違って何か特別な方法というのを使っているという感じではないんですか。そういうのはどうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） ほかの市町に比べて受診率が高いところにつきましては、大体のところは個別健診を実施しているところですよ。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 個別受診というのも考えながらやっていただければ、なおさらいいのかなとも思いますので、そちらも考えていただければと思います。

それから、再検査という形なんですけれども、こちらなんですけど、本当に先ほどがんの部分で発見された方というような形には多分とどまっているのかなと思っているんですが、本当にささいな変化によって発見されるというのがあると思うんですね。

私の場合、本当に健康そのものでして、何の自覚症状もなく、そういう中で発見をされたという形です。ただ、潜血の数字がちょっと上がった。それで病院で相談したところ、ちょっとエコーを撮ってみましょうかという、本当にそういうきっかけです。私は本当にまたそのとき言われたときは、またどうせ異常ないだろうなと思って、少し健康のためだから取りあえず受けてみようかなという感じでした。そのとき、断れば忙しいから次でいいですよと言えば、それで終わった検査なのかもしれませんが、たまたま受けた検査で大きな病院でもう一度ちゃんと検査してくださいと言われ、そして大きな病院ではこれ放っておくと大変なこ

とになりますよ、手術しますかと言われ、本当にささいな数字な変化が命に関わることになった、本当にそのとき身にしみますし、検査を受けておいてよかったなと思っております。ですから、そういう医者に相談するというのが大切なことなのかな、何か変化があればそれに対してきちんと見てもらうというのが大切なんだ、そういうことを改めて思いました。

ですから、やはりそういう小さな検査であっても、ぜひ受けてもらえるような啓発といえますか、そういうこともぜひ実施してもらいたいと思うんですが、そこら辺の対策、何か考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 私たちも町民の方に受診勧奨を行う際には、やはりどうしても異常値が高いといえますか、特に数値が高い人を最優先に受診勧奨する場合がありますけれども、ちょっとしたそういう反応をきちんとかかりつけ医、それからホームドクターなどに相談をしていただきたいということにつきまして、議員さんのお話をお伺いしまして強く感じたところでございます。今後、周知をする際には、そうしたちょっとした変化にも敏感に先生にご相談いただくように、また放置しないようにということを、強く訴えていかなければならないと思った次第でございます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） ぜひとも、そこら辺をよろしく願います。本当にちょっとした変化が今後の命を左右するということになりますので、どうぞよろしく願います。

松島町ではオンライン健康診断というのをやっているということで、そういう健康相談も中に含まれているということが、11月の広報やホームページなんかで知らされています。この健康診断の相談ですね、大変評価するところだと思うんですけども、実際オンラインの健康相談、どのくらい来ているんでしょうか。特に、高齢者でそういう方、されている方というのがいらっしゃるでしょうか。そこら辺お聞きしたいんですが、どうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 実施以来、まだオンライン健康相談は約10件ほどにとどまっております、残念ながら65歳以上の高齢者の方からは、なかなかそういったご利用はまだございません。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） やはり、オンラインとなりますと、高齢者はオンラインの壁というのがなかなか高いのかなと思っております。健康診断のチラシを見せていただいたんですが、そ

の中で書かれているオンラインの相談までの流れというのが書いてありまして、そこでまずメールで必要な事項を申し込み、ズームをインストールして専用URLを受け取り、指定された日時にオンライン相談をするということになっているみたいなんですけど、ここにいらっしゃる何人かの方々は、今私が言ったことは何のことかなと、多分思っている方もいるのではないかなと思っています。そして、その相談を受けるためにはタブレットですとか、スマホ、カメラ付きのパソコンなどがなければできない、どうしても高齢者の方、そうなるのかなかなか難しい点も出てくるのかなと。これは電話相談とただ単にはできないのかなと。それだけでも違うのかな、日時を決めて30分以内で相談するとか、そういうこともできるのではないかなと。高齢者に対しては、そういうふうに敷居を少し低くした形で、何らかの相談に乗ってもらう方法もあるのかなと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 電話相談ということにつきましては通年行っておりまして、特に健診が終わった時期については時間、日にちを設定しましてぜひご利用いただきたいということで、保健師や栄養士、歯科衛生士などの健康相談が受けられるような体制は、これまでも行っていました。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） そうでしたら、そういうチラシをオンライン相談のとき周りのところに一言付け加えていただくとなおさら利用する方というのは増えるのかなと。そうなれば、私は電話でという形もなると思ひまして、そういうお気遣いをしていただけると、なおさらいいのかなと思いますので、今後実施していただければと思います。

次に、年齢別ですね。40代、50代の受診率はどうなっているのか。また若年期の世代に対して健康について関心を持ってもらうために、具体的な考えはどうなっているのかをお聞かせ願えればと思います。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 特定健診の受診率は40代が35.7%、50代が32.1%です。ほかの年代を大きく下回っておりまして、若年期と言われる18歳から39歳の方を対象に、町は青年健康診査を行っているんですけども、こちらの受診者数も例年150人から200人ということで大変少ない人数ということになっております。しかし、この年代の3割はメタボの予備群とも言われておりますことから、若年層への受診率向上への健康意識の向上などについても、重要な課題であると考えております。

令和3年度は、利府松島町商工会や七十七銀行、A&COOPなどと連携をし、令和2年度から行っております地域に出向いての健康相談など、その場においては受診勧奨などを、令和3年度も引き続きやっていきたいと考えております。

また、新しい事業といたしましては、健康ポイント事業を実施いたしまして、町民の方々がご自分の好きな時間に自分の健康づくりに取り組めるような事業を行って、支援してまいりたいと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 全国的な傾向を見ても、40代、50代、本当に受診率が低いんだなということを感じております。大体約10ポイントくらいほかの上の年代から比べると、いつもどの資料を見ても低いということが載っておりました。どうしても40代50代となりますと、まだ大きな病気にかかるのは早過ぎると思っているのかな。ただ、実際にはもう老眼が始まったり、血圧の薬を飲んだり、メタボが気になりだしたりという年代です。本当に若いときのようにはいなくなっているのは分かっている。分かっているけれども、まだまだ大丈夫という世代が40代、50代なんではないかなと思います。

私なんかの場合、お酒飲んだり、たばこ吸ったりというのはしたいんですが、そういう場合でも10万人に1人の病気にかかってしまった、何で私かという形を思っております。お酒を飲まないから、たばこを吸わないからというのに関係なく、やはり病気は誰にでも平等にかかるときはかかるんだなというのをこの身をもって学びました。やはり、ごく近い人が病気になったりとかしない限りは、どこか人ごとのような気がして、そういう健診というのになかなか行かないということもあると思います。ですから、そういう病気になった人の体験談などもぜひとも伝えて、そういうことを基にして呼びかけるということも大切なのかなと。この間、コロナの話では、同年代の人がコロナのワクチンを接種すると周りに影響されて、その方々が受け出すというポイントが5%くらい上がったという統計があるということ、この間ニュースで言っていました。ですから、やはり同年代が訴えるというのは、本当に効果があるのかなと思っております。ですから、やはりそういう部分を取り入れてみてはいかがかんと思うんですが、そこら辺の考えはございますか。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 今、櫻井議員さんのおっしゃった体験談などを知っていただくということにつきましては、実は広報まつしまに健康長寿課は健康リレーということで、連載をしております、元気でいる秘訣ですとか、町内で一生懸命健康づくりに取り組んで

いたり、活動されている方についてご紹介しておりますので、例えばそういうところに櫻井議員さんの体験談などを載せさせていただくとか、そういったことで実体験を基に、同年代の方がそうだなと思えるようなことを、もしご紹介できればいいのかなとは思いますが。ただ、ご自身の病気のことを、どれだけ公にお知らせすることが皆さん納得できるのかなという大変難しい面もございますので、それは個別の状況とか、その方とご相談しながらといいますか、そういったことを慎重に行っていければなと考えます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） なかなか本名でやるというのは難しいのかなという部分があります。私なんかも、ぜひ出してもらってもいいんですけども、そうすると公職の身でありますので、それもできないのかなと思いますので、そこら辺は仮名でもしご協力できることがあるんだったらばご協力したいと思います。

外傷後成長という言葉があります。事故や病気などで死を意識すると、積極的に人生を生きようということを持つと、人の持つ時間が限りがあるということを知ると、人は一日一日を大切に生きようとなるということです。そういった経験をされた方の言葉というのは、やはり重みがあるのかなと私は思います。ぜひ、そういう体験談、ぜひとも何かのときに取り入れていただければいいかなと思いますので、今後検討してみてください。

また、健康づくりについてなんですけど、高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画の資料にあるとおり、要介護認定率が上昇傾向にあるという形で、私は見ました。若年期からの健康づくりについて、関心を持ってもらう必要があるということも書いてありました。40代、50代に向けた健康づくりのアプローチをもっと増やしていかなければならないのかなと。40代、50代に向けて、健康づくりについてももう少し積極的にアプローチすべきだなと、私は思っております。仕事の関係があると思うので、やはりその世代、働き盛りということで、なかなか平日、時間を取ることができない。やはり、土日ですとか、夜の時間という部分で、何らか講演とか講座というのができないのかな。やはり、松島町では平日であれば、健康づくりでやっていきたいと思いますということはあるかと思うんですが、なかなか平日の夜、土日というのがないかと思うんですが、そこら辺の取組というものは考えていけないものなのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 現在のところは、夜間ですとか休日の取組といった具体的な方策はないんですけども、先ほどご紹介いたしました健康ポイント事業につきましては、

実際にその取組の時間帯はご自身で決めていただくことができるので、そういったことで私たちが指定した時間ではなく、実際に取り組むご自身がそういった夜とか休日、朝とか早朝とか、そういったことを選んでやっていただくということを想定いたしまして、事業を計画いたしました。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 令和3年度の予算書、資料のところに健康ポイントということで載っていて、すごく関心深く読ませていただいたんですけれども、健康無関心層にどうやって訴えていくかということは、本当の課題であるのかなと思っています。やはり、こういう事業は何か期間が決まっているという形で書いてあったんですけれども、やはり今回は第1回目ということになるかと思うんですが、ぜひとも継続的にその後もやはり続いていかなければ、なかなか健康づくりというのはできないでしょうから、やはり今回のこれをうまくやっていただいて、具体的なことについては予算のときであるとか、総括で皆さんが質問すると思いますので、そこら辺は今回はしませんけれども、それを頑張っていって引き続き行っていく事業にしていきたいなと思っています。

そのほかに、アプローチの踏み方といたしまして、産業観光課から通じてやはり商工会、観光協会、農協、漁協などという団体にでも、課も声がけをしてもらって職場からの声がけ、呼びかけというか、そういうのをまた必要なのではないのかなと、健康づくりについてもう少し、そういう各種団体を通じた呼びかけというのもやっていっていいのかなと。また、教育委員会を通じて、子供たちからファミリー向けに、健康のことを考えていくというものもありのかなと。様々なアプローチの仕方が多分あるのかなと私は思うんです。

ただ、1課が頑張っていくというよりも、ほかの課と協力をして横断的な何か事業というのは、今後していかないとなかなか難しいのかなと。特に本当に40代、50代というのはほかからの、外界からのそういう呼びかけというのが大切になってくると思いますので、ぜひともそういうことを各課連携をしてやっていただければいいのかなと思いますので、ぜひともそこら辺を検討していただければなと思います。よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問になるわけですが、今まで大体聞いてまいりました。それで改めてお聞きいたします。より一層の受診率向上を目指して、町民に健診の重要性を訴える必要があると思いますが、その具体的な対策というのをどうお考えなのか、いま一度お願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 今までお話をさせていただいたとおり、健診受診率の向上を図るということにつきましては、疾病の早期発見や重症化予防、さらには町全体のことを考えますと、医療費の削減につながるということを踏まえまして、各種健診の申込み案内の発送時、それから健康保険証の更新時などに健診を受けるメリットや、早期発見の割合などの情報提供、周知などを行ってまいりたいと思います。

また、町内の医療機関に通院中の方につきましては、特定健診と同じ項目の健診の結果を町へ情報提供いただくことで、健診を受けたとみなすことができますものですから、そういったことの周知を行って、受診率の向上につなげていきたいと考えております。今後も、一人でも多くの方に健診を受けていただくために、未受診者の方への受診勧奨はがきの送付や、休日健診の実施について広報やホームページ、あとはInstagramなど活用して周知を行ってまいりたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 健康診断というのは受ければ終わりというわけではなく、毎年受けることで個人の健康データがどうなって、単年では分からないことが分かる、毎年受けることによって数値の変化があれば、詳しく検査して病気の早期発見につながるものと思います。コロナ禍であっても、コロナ禍であればなおさら食欲が減ったとか、疲れやすくなったとか、体調の変化に気づくこともなかなかないのかな。そして運動する機会や外に出る機会が少なくなれば、体調の不調について気づかないということも多くなるのかなと思います。コロナ禍では、なおさら健康診断の重要性というのが挙げられると思います。そういったいろんな、多分世の中には数値というのがあると思うんですが、そういうことを分かりやすく示しながら、また体験談などを示しながら、加えながらいろいろな方法を使って、健康診断の受診率向上を目指していただきたいと思います。そして、町民の健康づくりにつなげてほしいと思います。よろしくこれからお願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 2番櫻井 靖議員の一般質問が終わりました。

次に、11番菅野良雄議員、登壇の上質問願います。

〔11番 菅野良雄君 登壇〕

○11番（菅野良雄君） 11番菅野です。

本町のコロナ感染症の患者が2月6日時点だったですね、33人ということであります。そのような中で町長はじめ職員の皆様、感染症が広がらないように、自分もそして感染症となら

ないよというこで、大変な気を遣ってお仕事なさっていることに対しまして心から敬意を表するものであります。大変ありがとうございます。

本日は、一般質問日程ということですので参加させていただきます。

まず、1点目は水道蛇口の感染予防対策をということであります。東京都内の学校において、歯磨きなどで使っていた洗面所の回転蛇口を介して、新型コロナウイルスの集団感染が広まったことが報道され、小中学校の非接触型の自動水栓が導入され始めております。岩沼市教育委員会では、8小中学校の水道蛇口525か所のうち、学校の要望に基づき約50%の263か所を、自動水栓化する計画があることが報道されました。子供たちは、蛇口を触らずに手洗いできるとあって、衛生的だ、楽でいいなどと喜んでいと報道されております。また、栃木県の高根沢町は、新型コロナウイルスのみならずインフルエンザの感染リスクを減らすため、町内小中学校や町立保育園及び学童保育所内全ての水道蛇口の取っ手を、回転式からレバー式に交換してあります。取っ手の長さ約13センチのレバーで、子供たちが肘や手の甲を使って簡単に開け閉めできることが、特徴となっております。苦労したのは、まとまった数の蛇口をメーカーから確保することが大変だったということでもあります。

子育て世帯が学校などの休業がなく、安心して過ごせる現場を徹底するため、感染症対策に安全を期すことは当然のことだと思っております。学校の感染症クラスター予防対策として、手洗いの過程で間接的な接触を極力抑えることができ、衛生的な学習環境を強化することで、水道蛇口の自動化は役に立つものと思われま。

本町の小中学校や幼稚園及び保育所、学童保育所の水道蛇口の感染症対策について、町当局及び教育委員会の考えを伺うところであります。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員質問の水道蛇口の感染症予防対策ということでありまして、新型コロナウイルス感染症対策における水道蛇口の自動水栓について、今担当課等でいろいろ考えておりますけれども、その内容等について町民福祉課及び学校関係に関しましては、教育委員会からお話しさせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 保育所等について回答させていただきます。

議員ご質問のとおり、蛇口付近に手をかざすと水が出る非接触型の自動水栓化は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、有効な手段と考えております。このため、今回成立しました国の令和2年度第3次補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨

時交付金を活用し、各保育所の保育室、手洗いを改修し、自動水栓化することを考えております。

改修内容につきましては、保育室にある手洗い蛇口の自動水栓化であり、零歳児から3歳児の保育室につきましては、1栓から温水が出るような施工を検討しております。なお、留守家庭児童学級につきましては、一小学区のたんぼぼ学級は児童館を使用しております、トイレの洗面所は既に自動水栓となっております。二小学区のひまわり学級は第二小学校教室を使用しておりますので、後ほど説明します小学校の自動水栓化で対応する予定であります。また、五小学区のどんぐり学級は品井沼農村環境改善センターを使用しております、現在施工中のトイレ改修工事で洗面所が自動水栓化となります。各施設につきましては、引き続き手洗いを励行するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○期課長（赤間隆之君） それでは、学校関係につきましてお答えいたします。

学校施設におきましては新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、非接触型の自動水栓化は有効であると認識しており、保育所と同じように国の第3次補正予算新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、幼稚園及び小学校の水道蛇口の自動水栓化を検討しております。また、中学校におきましては水道改修工事の中で、水道蛇口をレバー式へ変更を予定している状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今、報告がありましたけれども、それで大体安全だということで大丈夫なんですか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 正直申しまして、1月から2月にかけて松島町のコロナ感染者数が急激に増え出したときがありましたけれども、それがあってとある保育所に、私もどういう状況なのか先生方の声を聴きながら、コロナの感染予防に対しての意見を伺うためにお伺いしたときに、先生方にこういったものに関しては自動水栓のほうがいいのではないかというお話、小さいお子さんたちはどうしても、手回し式だと手洗いがなかなかしっかりとやれないみたいなお話も聞いて、それで担当課長とこれについてはもう自動水栓化で、とにかく手洗いを

どんどんやってもらうようにしていったほうが、感染症予防としては第一に必要なことで、計画させていただいてそれらに類似する幼稚園、小中に関しても同じようなことが考えられるということで、実は今回計画はしておりますので、今後この予算の運びになりましたときにはよろしくご配慮願いたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） コロナウイルスも変異したやつが出てきているということもあって、これからもいろんなものを、感染症が出てくる可能性もありますので、教育施設の感染症対策というものを、しっかりとこれからも整えていただきますようお願いして、2問目に移ります。

2問目は、若者の地域活性化事業に支援をということであります。過日、第五小学校学区の母親の有志の方々から、私に対して町政に係るいろいろな課題の要望がありました。私に答えることができるものもありましたけれども、私が答えることができないというものは、この母親の有志の方々の代弁者として質問することにいたしました。

まず1つは、母親の有志の方々が参加して、地域住民の利便性と地域活性化を図る目的で、品井沼マルシェが改善センターで開催されました。マルシェというのはフランス語で市場という意味なんだそうですが、今回私初めて分かりまして、たった1日だけの小さなマルシェでしたが、手作りのお菓子や焼きそば、コーヒー、野菜、陶芸品、古本など地域の方々に提供しました。また、女性ユニットによる生ライブなどで、地域の人たちに温かい時間を与えたようであります。このような催しを開催した母親の有志からの要望であります。

古くてもいいので、開催できる店舗が欲しい。それから、これから定期的に開催し、地域の行事として定着させたいということです。また、買い物に行けない人からファックスなどで注文を受け、宅配もしたいということでもあります。そこで、店舗が軌道に乗るまで、町から補助をお願いしたいという要望であります。

私は、町には上限100万円の事業者支援事業補助金制度があります。しかし、品井沼マルシェ活動が補助対象になるかどうかは断言できません。要望のあったことは町に伝えますという報告をしております。

担当課に聞いたところ、難しいのではないのかという答えでした。しかし、地区計画に指定し、これから地域の活性化に取り組む町として、若い方々が地域の活性化を図ろうとして取り組む事業に、支援しないわけにはいかないのではないかと思います。はい、分かりましたと、言えないとは思いますが、町長の考えを伺うところでもあります。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今回の若者の地域活性化事業の支援をというタイトルで、内容が12月に実はマルシェをやったんだという内容であります。その詳細は、私は把握していなかったんで、担当に確認させていただきまして、担当も全てを把握しているような状況でなかったようでありましたので、実際に主催された地元有志の方々に職員を直接伺わせてお話を聞き取ってまいりました。

昨年12月20日曜日に、品井沼農村環境改善センターを会場にして品井沼マルシェが開催され、100人を超える来場者でお菓子や野菜、焼きそばなどを販売し、お客さんもですが、主催した方々の間でも大変好評だったと聞いております。主催した方々からは、今後も定期的開催していきたいということも聞いており、こうした活動は地域活性化の一端を担っていただいていると思い、この催し物についてできる範囲で町として支援をしてまいりたいと考えております。

なお、詳細等につきましては担当課長から説明させます。

○議長（阿部幸夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 主催された地元の有志の方のお話では、品井沼マルシェを定期的開催し、まずは地域の行事として定着させたいというお考えのお話を伺いました。また、将来的には、日替わりで商品が並べられるお店があったらいいなというお気持ちがあるようにも伺っております。今回、第1回目の改善センターでのマルシェなんですけれども、私も行くことができませんでしたので、百聞は一見にしかずというのもございますので、2回目はぜひ足を運びたいと思います。そこで、マルシェの開催に対する若いお母さんたちの熱い思いというか、そのパッションを感じたいと思います。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） ありがたいご答弁をいただきました。母親の有志の皆さんは定期的開催して地域の活性化、高齢化に伴う買い物支援などに結びつけたいという思いで、支援を求めているようであります。決して高額な支援を求めているということではないのです。施政方針に示しているように、将来に希望を持ち安心して暮らせる町の実現に向かうことになるのではないのかと思いますが、町長の前向きな答弁をいただきましたので、感謝を申し上げながら終わりたいと思います。

特に、近年やはり若い人たちの中にこういう積極的な活動をしたいという、しかも能力を持

つ方が増えておりますので、やはり安心して暮らせるまちづくりの一環として、こういう人たちの能力も生かしてほしいという思いがありますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

次に、3問目に入ります。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員さんに申し上げます。1時間たちますので、ここで換気並びに消毒したいと思いますので、休憩させていただきます。

再開を11時15分といたします。

午前10時55分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

菅野良雄議員、質問願ひます。

○11番（菅野良雄君） それでは、3問目に入ります。さらなる特別延長保育で子育て支援をということであります。本町は、保育所管理運営規則の第4条で、高城保育所において午後6時から午後7時まで特別延長して、働く子育て世帯の支援をしておりますが、過日、さっきお話ししたように、同じく五小学区のお母さん方有志からご意見をいただいたわけでありませう。

その中に、町内に1か所でいいから、保育時間を午後8時までに延長してほしいという要望がありました。そんな折、2月3日、認定こども園を開園する計画の記事が、河北新報に掲載されました。記事の中に、こども園をまちづくりの核に据え、特色ある教育方針をアピールして、定住促進につなげたいとの談話も掲載されております。また、2月16日のフェイスブックでは、松島町における認定こども園施設整備に関する協定提携施設が行われたことが発信されております。

昨日の一般質問において、社協との協定は大筋で行われたと答弁されております。詳細についてはまだ議会に示されていないところもありますので、もろ手を挙げて賛成するまでには至っていない心境ですが、建設費の財源確保や維持運営費、保育料等、社協との協定締結ができれば、老朽化した施設で子育てするよりは、はるかにいいことだと思っております。町長も次世代を担う子供たちの教育は、重要施策として認定こども園計画を進めているところであります。私も賛同するものであり、この認定こども園の開園を機会に、特色ある教育を取り入れて定住促進に結びつけるいいチャンスだと思っております。

今回の質問は、教育そのものではありませんが、保育環境の改善策の一つとして母親有志の要望にあった特別延長保育のさらなる延長について町に伝えると答えましたので、一般質問することになりました。現状の時間延長は、近隣市町と似通った延長保育となっていると思いますが、他の自治体と同じでは特色あるとは言えません。他の自治体にはない保育サービスをアピールすることが、特色ある教育につながるものではないかと思います。母親有志の要望は、午後8時までの延長でしたが、この際思い切って午後9時まで延長して、松島町の子育て支援をアピールしてもいいのではないかと思います。

現状の特別延長保育に登録している方が30人弱で、利用者は毎日20人程度と伺っております。午後7時以降の延長については要望がないということでしたが、延長してほしいと思っている方もいるのではないのでしょうか。お子さんを預けて、仙台市をはじめ町外に勤めている方も多いと思います。仙台の職場で5時半、6時に退社してすぐ帰ることができれば、午後7時でもお子さんを迎えるのには間に合うかもしれません。しかし、残業になることもあるかもしれません。男女共同参画社会であり、役職に就いて重要な仕事をする方も出ているかと思われまます。そんな方が、もしも勤務終了後に役員会議があったとすれば、午後7時までにお子さんを迎えに行くことが無理な場合も出てきます。また、労働形態もいろいろあって、働く時間もいろいろです。午後1時から午後7時までの6時間パートとか、午後4時から午後8時までの4時間パートとか、いろいろあるようです。品井沼駅近くの実家にお子さんを預け、夕方仙台に勤めて最終で帰ってくる人もいる時代です。

そんな子育て世帯に対する保育サービスとして特別延長のさらなる延長があれば、松島町の特色ある子育て支援ということに結びついて、定住促進に結びつくことになるのではないかと思います。現在、大郷町や鹿島台志田谷地地区から品井沼駅を利用して働きに行っている子育て世帯も多いようです。その方々が、夜遅くまでの特別延長が利用できる利便性を考えて、本町に移住する可能性もあるかと思われまます。対象として、どうなるか分かりませんが、例えば令和元年台風19号で水害に遭った鹿島台駅からくぬぎ台に定住した家族が、二、三軒あると思います。問合せもあったようですが、くぬぎ台はいっぱいだということで、ほかに移った方もいるようであります。

少子化が進んでおります。先日の全協での説明によれば、令和2年度の幼稚園、保育所利用者は合計313人ですが、令和10年度の利用推計は約3割減って、225人と予測されております。2年度に比較して30%、89人も減少することになります。認定こども園の運営主体となる社協が安定的な維持運営ができるようにするためにも、子供の数を維持しなければならないの

ではと思います。そのために、ぜひ思い切った特別延長をして、町外からのお子さんを預けることができる保育環境を整えてもいいのではないかと思います。法令上、できるのかわからないのか。また、公立ではできるのか、民営ではどうなのかよく分かりませんが、検討に値するものだと思って質問いたします。町長の考えをお聞かせください。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 菅野良雄議員の質問に答弁していきたいと思います。今、計画されている認定こども園等で、こういったことは考えられないのかなというお話かと思って聞いておりました。現在、町としましては、高城保育所における7時までの特別延長保育は平成11年から実施して、現在に至っております。特別延長保育に対する利用者のニーズは多いと聞いてはおります。今後認定こども園の運営主体となる社会福祉協議会の中においても、そういった施設運営等の内容について、様々なことは計画されていると聞いてはおります。

なお、公立保育所の現在の状況につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 本町の保育所におきましては、ご存じのとおり午前8時から午後4時が基本時間となりますが、延長保育につきましては朝は午前7時半から午前8時、夕方は午後4時から午後6時まで行っており、高城保育所では特別延長保育として、朝は午前7時から夜は午後7時までとなっております。延長保育については、保護者の勤務形態の多様化や通勤時間がかかるなどにより、保育時間の延長に対する需要に対応することによりまして、乳幼児の福祉の増進を図ることを目的として実施しているところであります。

近隣自治体におきましては、午後8時まで保育時間を延長している公立保育所はない状況の中で、議員ご指摘のとおり、保育時間を1時間延長することは、松島町の特色ある子育て支援策としてアピールできると思われれます。今後、保育所の現状や保育士の勤務体制を鑑みながら、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） そういう前向きな答弁いただくと、本当にありがたいと思います。

それで、お母さん方とお話ししたとき、お話しはしていませんね、メールでやり取りしたんですが、それから文書でやり取りしたんですが、延長したとしてどれほどの利用者があるのか、保育士の確保がどうなのかという課題もあって、なかなか難しいことではありませんかと、やはり、アンケートなどを取ったりしてよく検討しながらということになれば、どうか分か

りませんという返事はしましたけれども、改めて質問して前向きな答弁ということになれば、本当にありがたいなと思っております。

それで、今保育士の確保状況が3年度どうなるのか分かりません。厳しいのか、厳しくないのかよく分かりませんが、保育時間を延長することになれば、もし保育時間を1時間延長した場合、保育士さん何人増員しなければならないのか、それとも働く時間の延長で済むのか。延長であれば、どの程度の費用が必要となるのか分かれば伺いたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 単純に、今の体制のままでさらに1時間もしくは2時間延長した場合に、人員は増が必要となります。その人員増は、単純に2名ほどは増員が必要かと試算しております。かかる費用につきましては、会計年度職員であれば報酬、手当、費用弁償、正職員であれば時間外等が必要になってきますが、機械的に計算しますと約410万円ほど費用がかかると試算しております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 分かりました。定住促進に結びつく保育環境を整えるために、さきにもお話ししたように、特色ある教育、保育が必要ではないかと思っております。町長も一緒だったと記憶しておりますが、先日もお話ししておりましたが、18年前、青森県大鰐町の保育状況視察しました。大鰐町では民営も公営も両方ありましたけれども、民営では英語教育や水泳教育を取り入れている保育があって、保護者の方々がそれぞれ希望する保育所を選んでいる状況にありました。すばらしい保育環境だなと感心してきた記憶があります。

今、ネットで見ると、ダンスや音楽などいろいろ特色ある教育を行っているところがたくさんあります。昨日、杉原議員もいろいろ教育の在り方について質問しておりましたが、私もいろんな教育があってもいいのではないかと思います。計画されている認定こども園は運動公園の近くであります。マリソルと提携してサッカーを主としたスポーツ教育を取り入れて、幼児の健康増進、体力づくりなどがあってもいいのではないかと思います。ぜひ、検討してみてもいいのではないかと思います。これは勝手に思っていることですが、町長の考え方としていかがなものでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今の議員の前段の質問の中で、青森県のお話がありましたけれども、たしか大鰐に行ったときには私の記憶違いでなければ、大鰐に行って松島町では何でそういう

ことをやっているんですかと言われたのは、何で町で幼稚園をやっているんですかと、逆に問いただされたのかなど。大鰐は幼稚園は一切持っていないくて、保育所だけでやっていたという記憶があります。

そういう違いがありますけれども、松島町についても幼稚園であれ保育所であれ、子供たちが松島町で育って、小学生、中学生、高校生、そして大人になって育っていく段階において、素晴らしい幼児教育等を受けることがまず必要なんだろうと思っております。

今、認定こども園等でいろいろ議員さんから質問いただいておりますけれども、松島町の特徴ある教育についてどうするんだというお話も、昨日もご意見賜りましたけれども、これは認定こども園を今委託して、これから社会福祉協議会といろいろなものを積み重ねていきますけれども、社協がつくるものでもなし、町がつくるものでもなし、お互いが寄り添って、やはりこれはつくっていくものだと思っております。また、そのためにはいろいろなご意見を皆様方からお聴きをして、こちらからも投げかけてこういうふうにやっていきたいと思っております。

当然、延長保育すれば全て特色あるのかということであれば、それはいかなものかと疑問視も出てきますし、当然費用的な面も天井知らずということにはいかないと思しますので、そこはちゃんと線を引いていく必要があるだろうと。ただ、どこで線を引くかというのはやはりいろいろこれから、開園まで約2年間ございますので、その前段の1年半ぐらいでは議論していく必要があるだろうと思っております。今後、町民の方々、またそういう若い世代のお母様方、お父様方のご意見も拝聴しながら、いろいろ考えていきたい。

この間、第五幼稚園のタウンミーティングやったときには、30分、町長さんあるといいんだけどねという話は聞いておりますけれども、そういうご意見も多々あるんだろうなと思えます。そういったものを総合的に今後多くの意見を集めて、いろいろ検討していきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） やっぱり、松島町の人口減少を考えたときには、やっぱり移住定住を促進しながら、まちづくりを進めていかなければならないと思えます。そういう意味ではやっぱり特色ある教育というのも大事だと思っておるんですよ。ですから、社協さんと町としっかり、それにその町民も含めてですよ、参加していただいて、よりよい環境をつくっていただければいいなと思えます。

タウンミーティングのお話が出ました。広報まつしまにやったことは載っていましたがけれど

も、やり取りの内容が分からないと。私たちも分かるようにしてもらおうとありがたいなと思ったんですよ。若い人たちがどんな考えを持って、どんな意見を町長に述べたのか。それに対してどんな答弁をしたのかなという、議会人として知りたかったなという思いもありまして、できたならその辺も知らせていただければありがたいなという思いがいたしました。

非常に、可能性のあるご答弁をいただきました。本来ならば、地区計画で住宅建設が可能になった品井沼地区の第五幼稚園を、一番先に認定こども園にしてほしかったなという、そうすれば地区計画、地域内に新しい住宅を建てる人も出てきたのかなという思いもありますけれども、しかし町内各地の空き地、空き家の現象を見たときに、やはりそればかり言うておられませんので、やはりバランスのいいところに必要なのかなという気がいたしました。

それで、認定こども園を機会にということに質問しておりますが、その前にも延長できるのではないかという思いがしておりますけれども、その前は無理なんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） さしずめ、令和3年度はそういう予定をしておりませんし、予算も組んでいませんけれども、例えばそういう要望がどんどん高まってきて、我々のところに来る場合によっては考える必要はあるのかなとは思いますが、今やるともやらないとも、なかなか2つ1つの返事というのは難しいかと思えます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 昔、仙台で働いていたときに、ホステスさんが夕方子供さんを連れて、公設ではないと思うんですが、民間だと思いますが、子供さん預けて仕事に行くんですね。仕事終わった12時、1時頃に迎えに行くという状況を見ていました。ちょっとかわいそうだなという思いもありましたけれども、それでも、こういう形でも頑張っているんだなという女性の方が結構いたなという思いがありますので、やはりいろんな生き方があると思いますので、できるだけそういう方々でも松島の中で、そういったことができる環境があればいいなという思いで質問いたしました。いろいろ答弁いただきました。前向きな答弁と捉えて感謝をしながら終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（阿部幸夫君） 11番菅野良雄議員の一般質問が終わりました。

次に、10番後藤良郎議員、登壇の上質問願います。

〔10番 後藤良郎君 登壇〕

○10番（後藤良郎君） 10番後藤でございます。よろしく願いいたします。

通告に従い、一般質問させていただきます。

その前に、質問の表題が過日のコロナ特別委員会並びに昨日の専決でも触れられておりますので、多分重複するかと思いますので、ご容赦願いたいと思います。

それについても、本当に健康長寿課はじめ町全体として、この課題についてはこれからというか、日々の対応、本当に大変だなとすごくセンターに行ったりしながら思っております。なお一層、これから大変でありますけれども、住民の方、よろしくお願いをしたいなどと初めに申し上げさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種体制等について伺うものでございます。新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態が、今1都3県に宣言をされている中、多くの国民の皆さんはこのコロナ禍の終息に向け、本当にその道筋、確かなものを今求めているのかなと、私自身も含めてそう思っております。そして、そのような状況の中において、一般のコロナワクチンの接種事業は、日本にとって本当にコロナ禍の終息に向け極めて大切な、大げさでありますけれども、国民的なプロジェクトではないかと思っております。そして、本町も含め、全国の各自治体が今この3月中旬を目途に、昨日も説明ありましたけれども、接種計画の策定作業に取り組んでいるものとするものと考えております。

そこで、そのコロナ終息の切り札となるワクチン接種が、2月17日に医療従事者から始まっているところでございます。その上で、希望するこれから全ての人を対象とする大事業になりますけれども、先ほども申し上げましたが、必ずこれは成功させなければならないものと、私自身は考えるものでございます。そして、医療従事者に対する接種は国や都道府県が取り組み、その他の人への接種は市町村が実施主体となるものでございます。市町村では、4月以降から高齢者への優先接種が行われる予定ではありますが、昨日も話がありましたが、ワクチンが届く時期や量が不明な部分がまだ多く、そして医師や看護師は本来の業務を行いながらこの接種に協力をするわけでありますから、我が町も含めて関係機関と連携を取りながら、供給スケジュールの確保に全力を挙げるべきだと考えるものでございます。

ほかにも、品質管理に配慮したワクチンの安全な搬送方法や、そして住民の接種情報を管理するための新しいシステム導入などに関し、自治体は詳細な情報やそしてその財源の手当てを行い、住民の皆様の声に丁寧に応えていく努力が、さらに必要ではないかと考えるものでございます。そこで、次の点について伺うものでございます。

1つ目。ワクチン接種に要する財政措置等についてであります。1つ目が既に国の第3次補正予算の成立に伴い、コロナワクチン接種体制確保事業に係る各自治体への補助金の上限額について、昨日も説明ありましたけれども、通知されたところでありますが、自治体によっ

てはその上限額では対応できないとの声も聞かされているところでもあります。まず、その点についての本町の考えを伺うものであります。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 後藤議員の新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種体制というタイトルでの一般質問でありますけれども、今は議員からこれまでの経過等をお話いただきましたけれども、ちょうど振り返れば1年前の3月の今頃から学校は休日となって、世の中が動から静に変わっていったのがこの月だったのかなと思っております。それから1年たって、やっとコロナワクチンのことについて、今国会でもワクチンのやり取りをしていますし、県議会でも一般質問等でこういった問題が取り沙汰されてやられているのかなど。まさしく、この話題で、国県町が一つになったコロナワクチンに対しての今後の動向について、今いろいろ議論されているんだろうとは理解しております。

本町の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、現段階ではこの間も説明申し上げましたけれども、補助金の上限額とワクチン管理及び接種業務、相談窓口の設置など必要な体制の確保を進めているところであります。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 昨日の専決の中身をもう一度おさらいしますが、新型コロナウイルスワクチン接種対策費として（1）予防接種システム改修業務、2つ目が接種券ほか作成業務及び発送業務、そしてワクチン接種準備業務、バス送迎などということで4,500万円でしたか、上限を昨日は示されておりました。今の町長の答弁の中では、まだこれより先の部分は見えていないという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これは、ただいまお話がありましたけれども、上限額4,515万円何がしかとお伺いしておりますけれども、発送業務まで、それから送迎まで全て含んだ予算となっております。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） （2）に行かないと多分話が進まないのかなと思うので、2番に移ります。ワクチン接種の円滑整備のため、検討されている新たなシステムの導入に当たっては、自治体や医療機関で新たな業務の追加も想定されますが、その際の人件費等について財政措置に対する町の考えを伺います。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 先日、2月17日に実施されました国の自治体向け説明会におきまして、国の新システム、こちらは接種の記録を管理するシステムになりますが、そのシステムの導入を想定した業務について説明がございました。新システムはタブレット端末を使って、接種会場で直接入力して接種者の情報を管理するというものです。ただ、運用方法やスケジュールにつきましては、まだ具体的に示されておりません。今後も国の動向を注視してまいりたいと思いますが、国では地方負担が生じることがないように、こういったシステムは導入するに当たっても、国が負担するということが言われておりますので、今後も注視したいと考えております。

また、新年度につきましては、接種にかかる費用について予算計上させていただいておりますので、あくまでも先日専決で認めていただきました費用につきましては、準備と接種に係る業務に関する費用となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 私の質問で一番訴えたいのが、今お話ししているところなんです、お互いの確認の意味で、若干私から説明をしたいなと思います。

従来のインフルエンザとか、そのような予防接種事業と今回の新型コロナワクチンの違いを若干説明したいなと思います。大きく言うと、約1億人の人口の中で短期間で2回の接種を要し、その管理が大変だということをまず1点申し上げたい。それから、ワクチンの性質と国民的関心の高さから、相当数の多数の問合せが予想されるということですね、副反応含めて。それから、そのような住民の求めに応じて、例えば接種した段階で接種の証明を求められるのではないのかということが予想されます。例えば、調べた中では、海外に行くときの渡航するに当たっての証明なんかも、ここの部分で想定をされるのかなと思っています。

また、自治体が保存している、何ていうんですか、予防接種台帳に入力する方法では、コロナワクチンを接種するに当たってのデータ化されるまでの期間が、相当かかることが考えられます。そして、住所地以外の施設、例えば入所している方おりますよね、そういう方や高齢者への巡回接種あるいは職場、職域での接種を今後検討するに当たり、そのシステムを取り入れていなければ大変苦勞するだろうなということが予想されます。

そして、災害の多い今の我が国の日本の中で、例えば災害が起きたときに地震とか津波等、そのようなときに予診票とかが喪失したときに、データ化をしていけば再発行なんかも可能なので、ぜひ今課長からも話がありましたが、必要なものは国が見ると断言していますので、不透明な部分はよく分かりますけれども、なお一層、課長、今私申し上げたことも含めて、

考えがあればお話しをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 今、新しい国の新システムの導入に当たっての必要性を、再度議員からご紹介いただいたところですが、町としても予防接種台帳のシステムはもう既に改修手続は済んでおりますけれども、システムの導入につきましても検討するというところで、準備を進めてまいりたいと思っているところです。

また、これは申請の段階なので、まだ交付決定にはなっていないんですけれども、国ではこのシステムを導入するに当たり、新しくシステムが改修が必要なところには、さらに上限額を100万円上乗せするという情報も入ってきておりますので、そういったことの手続も速やかに行って対応してまいりたいと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） ありがとうございます。先ほど、タブレット等お話しされましたけれども、4万台、今対応できるような状況があるみたいなので、タブレット、接種券にかざすと直ちにデータ化されますので、なお一層検討していただいて、そういう方向性でぜひお願いしたいなと思います。

大きな2番目に入ります。接種体制の整備等について。当面のファイザー社のワクチン接種について、国から集団接種方式や診療所等による個別接種方式等が示されておりますが、町はどう取り組まれるのか伺いますということで、せんだっても専決とか様々なところで、皆さん聞いた中で話は聞いていますけれども、基本的には福祉センターで集団ということで、あるいは昨日も話が出ましたが、動けない高齢者の場合は場合によってはお医者さんがそこに出向いてやる方法とか、様々考えられるようですけれども、昨日から今日1日たってもし変化があれば、お伺い、日々すごく動いているので教えていただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 昨日から変わったところは、取りあえずこの体制についてはないんですけれども、新しい町の準備段階としましては、医師会と協議している中身を少々ご紹介させていただきます。医療チームを派遣していただくに当たりましては、塩釜医師会から医師1名と看護師2名から3名のチームを、1チームとして派遣していただくんですが、松島町については1チームということで、調整をしていただいております。これは4月以降の高齢者の接種から順次派遣していただくということになりますが、土日祝日も含めて調整していただいているところです。また、現在承認されているワクチンはファイザー社です

が、今後アストラゼネカ社ですとか武田、モデルナ社が承認申請されました暁には、もしかしたら集団接種と並行して個別接種などもあり得るのではないかなと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） そうですね。個別をプラスアルファでしないと対応できないのかなと、すごく。私も先が動いている状況が激しいので、言い切れないけれども、そのような状況になったときにはぜひ対応してほしいなと思いますので、ここで申し上げさせていただきます。

2番目です。今後のワクチンの状況における接種順位についてでありますけれども、例えば訪問看護などのエッセンシャルワーカーの取扱いについては、関係機関と連携を取りながら柔軟な対応が必要ではないかと思っておりますけれども、分かる範囲でお知らせをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 接種の優先順位につきましては、国から示されていてその指示に従って町が行うんですけれども、現在エッセンシャルワーカーについての指示にはまだ正式には示されておきませんが、これは今朝の新聞によりますと、厚生労働省は3日付で訪問介護など、ヘルパーさんですとかデイサービスの従事者も含めまして、そういった在宅サービスに関わる従事者に関しましては、自治体の判断で新型コロナウイルスワクチンを優先接種できるようにするという方針を固めたという新たな情報が参りました。これに伴いましては、また正式に国から町に指示があると思われま。

こういったわけで今後優先接種につきましては、関係機関と調整の上、適切に接種を行ってまいりたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） ありがとうございます。そうですね。一生懸命重要な役割の立場の方ですよね。だから、一般と片づけないで今最新のニュースを課長からお話があったとおり、ある程度自治体に最終的に任されると思いますので、柔軟に順位を上げていただきながら、必要な方には早めに打つ方法でぜひしてあげてほしいなと思います。

(3)です。アナフィラキシー等の副作用への対応策を万全にすることは、大変重要でありますけれども、接種会場での応急対応はどうされるのか伺いますということで、これも先日話がありましたけれども、あのときは専門室を置くという話でしたか。救急用品を置きながら医師とかスタッフをどうのこうのという話がありましたけれども、その辺のもう少し詳しい部分で話があればお聞かせをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 集団接種の実施に当たりましては、既にどんぐりでの会場のレイアウト、流れなどについて詳細の検討を行っております。どこで接種をして、どこで接種後に待機していただくかという部屋の配置なども考えておまして、ベッドなどを置くスペースなども設けたいと考えております。

また、救急物品、医薬品につきましては現在発注し、取り寄せ中となっております。接種後、アナフィラキシーショックの危険のある方は30分程度、それ以外に特に基礎疾患ですとか、そういうアレルギーの体質をお持ちでない方については、15分程度どんぐりの待機をしていただくスペースで待機をしていただくとなっております。

救急処置につきましては、当日の接種医師に、もしショックの発生があったときには指示を受けながら救急用品、医薬品などを使っていただくということもございますが、まだ会場だけで対応ができない場合につきましては、救急搬送が必要になってくる場合もありますので、そういった流れや想定される課題につきましては、これから具体的に検討、予測してまいりたいと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 通告には上げていないんですが、よくメディアで試験的にどうのこうのってありますよね。あれは本町ではやられたんですかね。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） まだシミュレーションは行っておりませんが、シミュレーションを行うことで、新たに課題とか問題点が見つかる場合が多いようですので、ぜひ本町でも本番さながらのシミュレーションは行いたいと考えております。（「そのシミュレーション」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員に申し上げます。昼食休憩に入ってよろしいでしょうか。

○10番（後藤良郎君） はい。

○議長（阿部幸夫君） 昼食休憩に入りたいと思います。再開を13時といたします。

午前 11時58分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

後藤良郎議員。質問願います。

○10番（後藤良郎君） 昼前はちょうどいいところで止めていただけるのかなと思ひまして。シ

ミュレーションでしたっけ。シミュレーションを、なお重ねてよろしくお願ひいたします。

最後の2つに入ります。

3番目、ワクチン接種に係る町民への周知等についてお願ひいたします。ワクチンの安全性、有効性について十分な周知を行うことや、それぞれのワクチンの特性に応じた必要な情報提供を町民に示すことは大事であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 町民の皆様が安心してワクチンを接種していただくためには、ワクチンの安全性や有効性、接種に関する注意点などの情報は周知することが大変重要だと考えております。

周知の方法といたしまして、何点か考えられますが、まず通知文書にワクチンに関する資料を同封すること。また、会場では接種後に経過観察の場があるんですけども、その場でワクチンに関する情報提供を行い、また帰宅後も読み返していただけるような注意点を書いたチラシを配布するなど、今計画しております。また、ワクチン接種や副反応に関しましては、県のコールセンター、また3月1日から設置いたしました町の専用ダイヤルなどでお問合せをいただくように、そういった相談窓口を含めてワクチンに関する情報につきましては広報やチラシ、ホームページなどで随時周知してまいりたいと思います。なお、3月の広報と一緒に、第1報としてチラシを同封させていただきました。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） それで、よろしくお願ひいたします。

今、最後に課長がおっしゃった3月の広報とチラシですね、単独のやつ。ずっと見ていました。私が言いたいのは、課長がおっしゃったのはそこはそれでももちろんそうでありますけれども、不安な部分はまだあるわけでありませぬ、安全性、有効性、それに特化した部分の文言が、これではちょっと国任せの文言になっているので、はっきりここはこれぐらい期間たっていますので、例えば今ファイザーです、優先的に。それでここに有効性、安全性ということで、ファイザーのワクチンについては、立証試験を通じて感染歴がない被験者において95.0%のワクチン有効率が、感染歴を伴い被験者において94.6%のワクチン有効率が確認されており、2回目接種以降で本剤分のCOVID-19発症予防効果が期待できると。さらに、加えて、現時点で臨時接種として利用することに関し、安全性に関する重大な懸念は認められないと考えられるまで、ここは2項目ぐらいはこのワンペーパーのどこかのスペースに入れてもいいのではないかと、すごく思っていました。その辺はいかがでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 今回のチラシはまだ具体的なものは載せられなくて、町がどんな体制で行うのかは個別なのか、集団なのかとか、いつから始まるのかって、皆さん町は準備をされているのだろうかとか、そこまで心配されている方もいらっしゃると思います、あまり具体的なことは掲載しておりません。あと、実際町民の方がどのワクチンを接種するののかということはまだ始まってみないと分からないというところで、ファイザー社のワクチンをまず使い始めるだろうということは私たちも想定しておりますけれども、今ワクチンの副反応についての大体のパーセントなどは、まだ国としてもまとめている途中でもありますし、ファイザー社から出る副反応などの確率などにつきましては、今ある数字などは把握しているところではございますが、まだ積極的には町民の皆様にお示しできる数値としてではないのかなというところはございます。ただ、接種の通知に当たりましては、実際に使うワクチンの性質などについての説明なども、情報としては提供できる段階にはなろうかと思います。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） その懸念はよく分かります。ただ、今おっしゃったファイザー、アストラゼネカ、さらにはモデルナの3本が今主流のお話で、世界的にはファイザーの先行接種が進んでいるので、そうですね、難しいのかな。いろいろまた研究する部分もあるかと思います。そこはもう少したってから別な観点で聞くところがあれば、その時点でのお話をしたいなと思います。

それで、話、がらっと変わりますけれども、通告していませんでしたが、関連があるので、今ファイザーですね、多分ね。2回なんだけれども、よく聞くんだけれども、例えばその後のモデルナですか、6月に供給の可能性があるので、1回目と2回目が違ったら困るなというのが聞こえてきているんですね。その辺の対応なんか、どのように考えられるんですかね。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 現段階では、同じ方は1回目と2回目は同じメーカーのワクチンを使うこととなっております。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） それは間違いないのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） いろいろ取り合いになっていますよね。その中でそういう懸念が相当出るだろうというのも国経由で、県からも我々、私なんかにも入ってきているので、普通的に

は2回とも同じなんだけれども、場合的にはそういうこともあり得るような話も漏れ伝わってきていますので、今の時点ではそういう課長答弁でしょうけれども、その辺もし課題がありましたら教えてほしいなと思います。

最後に、副反応などが発生した場合には、速やかに専門家による評価を実施するとともに、町民への的確な情報提供が求められると考えますが、どうでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） ワクチンの接種後に、副反応を疑う症状が発生した場合には、まず接種医師またはかかりつけの医師を受診していただいて、その判断を仰ぐこととなります。さらに、対応が必要と判断された場合には、県に相談の上専門的な医療機関を受診することとなりますが、町は接種者かまたは医療機関から報告を受けまして、必要な場合には予防接種健康被害調査委員会を開きまして、専門的な見地から調査、評価をすることとなります。

それによって、副反応による健康被害が発生したと認められた場合には、予防接種の健康被害救済制度というものがございまして、適用されるという流れになっております。

町民の皆様には接種後の経過観察を徹底して行っていただき、軽度な副反応が起こる頻度など、帰宅後にどういった状況になるかということの注意点といったことも説明するとともに、併せてそういった救済制度があるということも周知していきたいと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 始まったばかりなので、これから懸案事項とかいろいろ出る可能性もありますが、比較的専門的な部分なので、お医者さんとか入って、これあれですか、よく分からないんですが、ガイドラインとかそういうもの、示されているんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 今回、法律が変わりまして新型コロナウイルスについては、臨時接種の対応ということになりますので、これまで予防接種の救済制度の中身に沿ってももちろんガイドラインはあるんですけども、その流れに沿って対応していくこととなります。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） それと、もう1個。審査会というか審議会というんですか。そういう会みたいなものも想定はされているんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 町が行いますのは予防接種健康被害調査委員会ということで、

審議会は国レベルで行うものがございまして、それにつきまして開催するかどうかというのは症例ごとに判断があるようです。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） まだ始まったばかりなので、本当に大変だと思いますけれども、私の今のメインの部分で本当に皆さんの協力がなければ、ワクチンの接種を受けていかなければ、そういう先が見える状況にならないので、ぜひ円滑な接種対策になれるよう、健康長寿課長はじめ皆さんにご苦勞かけますけれども、何とぞお願いしたいなど。自身も本当に感染対策をしながら人にはうつさない、自分もかからないという思いで毎日思っていますので、ぜひいい報告になるように、みんなで力合わせてここは進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 10番後藤良郎議員の一般質問が終わりました。

次に、8番今野 章議員、登壇の上、質問願ひます。

〔8番 今野 章君 登壇〕

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。今日は、水に関係するといひますか、水道事業に関係する質問、2つさせていただくことにしております。といひますのも、2月13日に宮城県の水道民営化問題を考える市民連続講座というのがありまして、第4回目だったんですが、全部聞いたんじゃないくて、このとき初めて私も講座をお聞きをしたわけでありまして。櫻井議員の質問の中にありましたズームを使って、パソコンで講座を聞いたと、こういうことであります。そこで刺激もされましてやはり今の水の問題、大変な問題になってきているんだなということで、今日質問をしてみようと思った次第であります。

同時に、宮城県の水道民営化の問題だけでなく、松島町の水道自体が抱えている問題も、人口減少の中で大変大きくなっているんだろうということで、2つに分けて質問をさせていただこうと思っております。

それでは、最初、第1点目の安全、安心、低廉で安定的な水道水の供給は大丈夫かということで、質問させていただきたいと思ひます。

宮城県の村井知事は、今後の人口減少や使用水量の減少の進展、さらに、送水管など管路や設備の更新などで県が行う上水道、工業用水、下水道の3事業の経営環境がますます厳しくなると予測をし、40年後には料金が現在の1.5倍になるとして、民間事業者に浄水場などの運転管理や機械、電気設備の改築工事、修繕工事、薬品などの調達を民間に委ねる宮城県上工

下水一体官民連携運営事業、いわゆるみやぎ型管理運営方式の導入を行うことといたしまして、一昨年11月には宮城県議会におきまして、これら事業の運営権を民間に委ねることが出来る関連条例改正案が可決されているというところでもあります。これによりまして、令和4年4月から上下水道と工業用水の民間運営が可能となったというところまで、今来ているということでもあります。

浄水場等の運転管理につきましては、現在も民間に委託をされているところでもありますけれども、宮城型方式は薬品や資材等の調達、設備の修繕、更新工事も県から民間に移し、県は水道法に基づく水質検査や管路の維持管理、管路や建物の改築工事を行うという内容のようでもあります。来年4月からの民間委託に向けて、既にこの運営権に関する公募が行われておりまして、現在開会中の県議会の代表質問では、優先交渉権者に20年間の運営権を与える関連議案を、6月の定例会に提出する方針も明らかにしたということが報道されております。

運営権の公募では、現在3つの企業グループから第2次審査の書類が提出されているということでもあります。宮城県は公表しておりませんが、上下水道事業での業務提携契約を締結しております前田建設工業と、フランスが本社のスエズ社など3つの企業グループが応募しているということが分かっております。そして、2月24日時点で、既に1グループに絞り込んだという情報もあり、3月には民間委託の優先交渉権者を確定する流れとなっております。

宮城県は、民間事業者薬品や資材の調達、設備機器の選定も委ねることで、大きなコスト削減を実現するとし、導入効果として全事業費3,314億円に対して247億円のコスト削減が可能で、このうち民間事業者分として197億円の削減が可能としております。

しかし、このコスト削減額については具体的な根拠がないとも言われているところであり、こうしたコスト削減が水質の低下につながらないのか。また安全で安心できる安価な水を本当に供給できるのか。運営会社の経営状況によるコスト増加で、水道料金の値上げにならないのか。生きていく上では絶対に欠かすことのできない水を民間企業に任せてよいのかなど、不安は拭い切れないものがあります。

世界ではこの間水道の民営化を見直し、再公営化が進んでいるとも言われております。そこで、お伺いをするわけではありますが、まず第1点といたしまして、みやぎ型管理運営方式では、当初から災害や不可抗力の損失リスクについては国や県が負担する仕組みとなっており、突発的かつ一時的な事象などが書き加えられたほか、管路の維持管理や更新なども外されておいて、運営権者には損失リスクが小さく、必ず利益が上がる仕組みだという見方もあります。

宮城県も大きな削減効果を上げ、運営権者も利益が上がる仕組みでは、安全、安心、低廉で安定的な水道水の供給ができるのかが心配なところでもあります。民間委託すべきではないと思いますけれども、県水を受水している松島町としてみやぎ型管理運営方式、この民間委託についてどのように見ているのか。そのことについてまず最初にお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 町として、みやぎ型管理運営方式をどう見ているかと質問かと思えます。みやぎ型管理運営方式につきましては、上水、工業用水、下水道事業を一体化に運営することによりまして、スケールメリットの発現や民間事業者の創意工夫によって施設の運転経費や薬品、資材調達経費及び更新工事費などトータルコストを削減し、今後上昇が見込まれる料金や負担金にコスト削減効果を反映することで、料金上昇の抑制を期待できるものと認識しております。また、上水道については人の生命に直接関わるものであり、みやぎ型管理運営方式導入後においても、県が責任を持って安全性を担保していく旨の説明を受けているところでもあります。本町としましては、みやぎ型管理運営方式により低廉かつ良質な水の提供を受けることができるものと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 極めて肯定的なお答えなんだなと思ってお聞きをいたしました。今の時期といいますと、仙南仙塩広域水道、大崎広域水道という2つの水道事業については、もう30年以上前に事業が始まっているかと思えます。既に、初期投資などについても返済が完了しつつあるのではないかなど。そうしますとこれから利益が上がってくるといいますか、水道料金を安くしようと思えば、安くできることも可能なのではないかと。そういう時点に来ているにもかかわらず、この時期に宮城型管理方式ということで民間に委託してしまうということについては、どのようにお考えでしょうか。その辺の返済状況と、これから単価が安くなっていく見通しにあるのではないかということなども含めて町の見方、見解についてお伺いをおきたいと思えます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） そういう内容について、担当者レベル等で話されていることがあるようでございますので、水道事業所長より答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、ただいまのご質問に、まずお答えさせていただきた

いと思います。

議員ご指摘の大崎広域水道と仙南仙塩広域水道でございます。年代的に見ますと大崎広域水道のほうが古いという部分がありまして、ある程度減価償却がほぼ終わりつつあると伺っております。ただ、実際のところ大崎広域水道についても、当初は2か所浄水場を持っておりまして、今1か所を富谷だけが使っているという部分で、当初目的の水道までは今は使っていないということで、当然更新工事とか経費については出てくるだろうという見込みを立てていると伺っております。

次に、仙南仙塩広域水道でございますが、仙南仙塩広域水道については本来上水道を2つ造るということで当初進めていたと伺っております。現在は白石のところは1か所しかないということで、実際配水路的には当初の目的よりも半分近くになっているというのが現状でございます。ただし、管路等につきましては、当初の目的どおり管路を設定しているという部分がありますので、減価償却等についてはまだまだもう少し時間はかかるという部分ではございますが、現在のところ、それらを整理しつつ、料金低廉にならないか検討しているという最中でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今、減価償却しているという話なんですけど、減価償却しているということは、結局は更新費用に充てられるということですよ。ですから、私はそういう意味で、経営が大きくそのことによって響くということは、あり得ないのではないかなと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 岩淵水道事業所長。

○水道事業所長（岩淵茂樹君） 減価償却しているというということは、それに合わせて企業債というものを当然借りております。管路についてもその年度において企業債を借りておりまして、我々が聞いている情報ですと、うちの町で借りている30年間という企業債を年度ずつ借りているということですので、まだ企業債については全部償還が終わっていないという状況でございますので、必ずしも全て減価償却だからといって、その部分の費用が内部留保に対応するかという部分ではないと、我々のほうでは今伺っている最中でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） いずれ、その企業債も返済するということになっていくわけですよ。

それは減価償却費の中に、そういったものも含まれて当然だとは思いますが、やはり新たな事業をするわけではないので、一定程度の更新費用も含めてそういう状態に私はなっているのかなと思うものですから、そうしますとせっかく料金等の見直しなどもできる可能性が出てきているにもかかわらず、わざわざここで安くなるという民間に委託するということになるのだろうか、そうではなくて、むしろ本当に安くなるのであれば、民間に水道料金等で引下げできちんと示していくということも必要なのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） これまで、宮城型に関して、我々も説明会など何度か伺わせていただきました。その中で、一番宮城県として心配していることは、管路自体はもう既に大きい管路で、一番大きいところで2メートル50くらいの管路ですと合わせて、我々の町に来ているという状況で、大崎も同様の形でございますが、設備投資を行っておりますので、それをダウンサイジング、もしも仮に水量が下がるとすれば、それらに対する費用というのが今後間違いなく出てきますと。

浄水場でございますが、今着々と進めている最中ではございますが、特に仙南仙塩の場合はかさ上げ等に関する部分での安全対策であるとか、そういった部分も今実は進めている最中でございます。大崎管内におきましては、水管橋等がかなり脱落したという事故がありまして、その可とう管とかをつけるといった部分での更新工事プラスアルファの部分が、かなり出てきているという部分もありますので、必ずしも先ほど皆さん、減価償却があれば内部留保でしょうという話にはなるのかもしれませんが、現実にはそういった新たな危機に対して投資をかけているという部分もありますので、必ずしも全てが潤沢にお金が回っていくような状況にはならないと伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今度の宮城型の運営方式でいうと、言ってみれば今お話にあった大口径の管路とか、こういったものは宮城県が最終的には責任を負って更新をしていく、改築をしていくとなるわけで、受け取った民間事業者はそのことには責任はないわけですね。そうだと、先ほども言いましたけれども、運営権者は非常に損失リスクが少なくなっていくということになるんだと思うんですよ。この後にもたしか質問出しているかと思うんですが、極めて損失リスクが少ないという形で、利益だけはきちんと保証するというのが宮城型運営

方式になっているのではないかと思います。改めてこの状況で民間委託に任せていいのかという思いが私にはあります。

同時に、今回の契約が20年間という非常に長い期間にわたって契約をされる。事業者本体で197億円の削減ができる。こう言っているわけですが、これは本当にできるのだろうか。この根拠も極めて曖昧だと言われているわけです。言ってみれば、建設工事であったりなんだり、我が町で入札する場合には、町長が予定価格を設定するわけですね。ですから、予定価格に対して業者さんがその9割で入れたとか、8割で入れたと。その差額の20%がここでいう197億円になるような話になっているのではないかなと。どこから根拠が示されているのかということは、全く明らかにされていないという状況になっているわけなので、できなかった場合は誰が責任を負うのか。今これを執行した、村井県知事が執行するということになれば村井知事が20年後もいて責任を取るのかということ、必ずしもそうはならないのではないかと。この長期的な契約自体も非常に私は問題性があるのではないかと思います。この長期的な契約の問題と、それから事業者本体での削減額197億円、事業全体では247億円になるわけですが、この削減額の妥当性について、町ではその辺もきちんと調べて、先ほどのような答弁になったのかどうか。その辺はどうなのでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 今のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、今回のこの契約、みやぎ型管理運営方式というものについては、確かに宮城県で契約を行うということになりますので、詳しい設計書であるとか、そこまでの金額の積み上げというものについてまで提示はされておられません。

ただ、考え方として宮城県から説明を受けているのは、これまで宮城県が委託をしてきた経過がございます。ノウハウもございます。それらを全て数字にある程度置き換えて積み上げて、その中である程度設計を組んだ上で競争的対話と、マーケットサウンディングというんでしょうか、そちらの民間企業のご意見とかも伺いつつ、それらを精査して、現在ここまで来ていると。そこには公認会計士であるとか、専門的な人たちの意見も踏まえた上で委員会を形成して、今まで進めてきているという内容で我々としては伺っているところでございますので、我々としましては今知り得る情報は、今のところはそういう状況だということでございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それは、宮城県からの一方的な情報だと、その上での判断だということ

なんですよね。地方分権なんて言われて、自らの足で頭で考えなさいというときもあったんですが、結局また地方分権というのはどこに行ってしまったんだろうと思うんですが、結局我々住民一人一人の大切な水を守る仕事をされているわけなので、そういう意味ではそれぞれの自治体であるいは水道事業者、運営事業者そのものは、自らの頭で考えていくということが、私は大事だと思うんですよ。

だから、宮城県がこう言ったからこうだということではなくて、宮城県に資料を求めて自らの頭でしっかりと判断をしていくということが大事なのではないかと思うんですが、その辺についてどうかということと、20年後に利益がこのようなならなかった場合、誰が責任を取るということになるのか。その辺についてはお聞きになったんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。

これまで、宮城県から数々説明を受けてまいりました。その中で、我々の町としてそれらの説明を受けた中で、ここだけは絶対譲ってはいけないという部分を、県に申し上げています。これまで何回か、我々町長、副町長に面会ということで説明をさせていただいて、そのとき必ず言っていることは、低廉でなければ駄目ですよというのがまず第一条件でございます。次に、水質がしっかり担保してくださいよ、我々、大崎にしても仙南にしても頂いているわけですので、頂く水についての水質は確実に担保してくださいとお願いをしています。3つ目としましては、災害時、管路を持つ以上は、災害時はしっかりそれを即応できるような体制を取っていただきたいというお願いをしております。

最後に1つでございますが、我々の町にも何か所かございますが、単独下水道の扱いについて。確かに、流域で下水道をやっているところと、単独のところでは差が出てしまっているわけではないので、その辺についてはしっかり検討していただきたい。こういう部分をしっかり申し上げて町の考えというのは伝えているところでございます。大枠としてはこういう形で今進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 先ほどの責任問題という話になります。こちらについては我々が今説明を受けているのは、宮城県が全てにおいて責任を持ってやっていきますと。料金の考え方、先ほど水道だけですと153億円とかという数字になろうかと思えますけれども、こちらについても県が積み上げてちゃんとしっかり話をした中で、今競争的対話が行われて、最

最終的にはこの前24日でございますか、報道等で1社になったよという旨が入っております。その辺についての責任というのは、宮城県側で担保しますという話を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 宮城県と言えば、時代が変遷すればそのときに執行した人の責任はどこにもないという話なんでしょう、結局はね。もし、こういう事態が発生したときはですよ。それで済むようなことになっているから、こんな気楽なことを、私はやっているのかなという気がしてなりません。

次の質問ですけれども、みやぎ型管理運営方式の最初の公募書類というのは、6種類あるということだそうではありますが、第1次審査後に、今も所長から答弁の中にありましたように、競争的対話をするということがやられて、その中で大変多くの箇所が改定をされているということになっております。実施契約書で116項目、要求水準書で46項目、その他合わせて全体で212項目の修正が、事業者にも有利な形で改定をされているということでありまして、これは競争的対話の中で、こういった改定がどんどんされるということが最初から分かっていたら、最初の段階で応募を考えた事業者さん、こういう方々も本来応募できたのではないかと感じるわけです。

そういう点で、応募事業者に対する公平性というものが著しく損なわれたのではないかと思うわけですが、こういう契約の在り方に非常に問題意識を私は感じるわけでありまして、町としてはその辺についてどのように考えておられるかお願いをしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、今の契約関係という形でございますが、こちらについてご回答させていただきたいと思っております。

みやぎ型管理運営方式に関する事業者の公募手続という形でございますが、こちらにつきましては令和4年4月から事業開始に向けて、今進めているということございまして、県より応募者と競争的対話が終了し、令和2年12月24日付で募集要項等の改定が行っているということを、県から伺っている状況でございます。

県の情報によりますと、募集要項の改定はいかに応募者が提案額を引き下げる提案ができるか。発注者である県の期待に、十分かなうものになっているかという視点で検討を行いまして、専門家で構成されております宮城県PFI検討委員会における審議において、決定され

たと我々自身は何っているところでございます。

本町としましては、県において審議がなされ、決定されたという形で認識をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それは、そのとおりにやられたんだと思いますよ。だから、私が言っているのは、最初の公募書類と2次選考に入る段階での書類の中身が、全く違ったものになっているんじゃないかと。そうすると、最初に応募しようと考えていた人たちも、1次、最初の段階でもう諦めてしまうと。でも、2次選考でそんなに変わるんだしたら、もしかしたら俺たちも応募できたんじゃないのと思って当然ではないのかなと思うんですよ。競争的対話だということで幾らでも安くできるような話だから、1次でできなかった人はもうできないのは当たり前でしょうと、私はならないんじゃないかと。そういっただけの改定ではないんですよ。結局ね。

さっきも言いましたけれども、損失リスクをどんどん、運営者側になる人たちの損失リスクがどんどん下げられていったというのが今回の募集、実施契約書、あるいは要求水準書の中身の変更になっているということです。非常にそういう点では公平性が損なわれたと言わざるを得ない中身なんではないか、普通に考えたらそうなるんじゃないかと思うんですが、競争的対話というこういう中で、内容がごまかされてしまっているんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今野議員はいろいろ情報を持っていらっしゃる、そういうことがお分かりなんでしょうけれども、我々の段階で今それをお話しされても、こっちがいいとかこっちが悪いとかは、なかなか難しい議論になるのではないかなと思います。

ただ、一昨年でしたか、月日が違っていたら大変失礼ですけれども、一昨年11月下旬だったと思いますけれども、村井知事が国会に呼ばれまして委員会の中で、全国的にも初めて取り組む内容なので、そういった内容等について委員の皆様ですか、たしか委員会だと思いますから。そこで説明された、説明をしてきている、それから国から宮城県に対してのこれまでにいろんな質問やら要望等あったんだろうと思います。そういったものが全てクリアされてきて県議会の中でもいろんな議論があって、今ここに来ているんだろうと思っております。

ですから、今議員さんが言う、こういった内容で改定されているのではないかとと言われても、

実質詳細分かりませんので、あまり踏み入ったことはできないのではないかなということをご判断願えればと思います。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 私も忘れましたが、多分村井知事が参加した会議というのは、未来都市会議か何かだろうと思うんですが、竹中平蔵さんとか、そういう今どきの新自由主義経済の先達者ですね、日本でいう。そういう方々が参加する会議になりますけれども、そこで宮城でやってみせましょうと意気込んできたのが、実際だったのではないかと考えております。たしか、どこかに発言要旨もあったかと思うので、今日持ってきていないのであれですけれども、そういう中身で宮城でとにかくやってみせますよという中身だった気が、私はするんですが、決して喜ばれる内容ではないと。これは、静岡の浜松でも水道の民営化という話が出て、浜松では一旦これ取り下げているんですね。ですから、まさしく宮城が実現すれば、全国で最初の自治体になります。それがいいことなのか、悪いことなのかということ、ぜひ私は判断もしていただきたいと思って、こうやって質問をさせていただいているわけでありまして。

競争的対話というものの中身が、そういう意味では非常に実際は法律というか、どこだったか、どこかの省庁の中身で、国交省だったか、競争的対話のやり方も含めて指導文書のようなものが出ているようではありますが、だからやっちゃいけないということではないと思うんですが、宮城県のようにここまで大きく改定されることも想定していないのではないかなと、こんな気がしているところであります。

この問題については町の見解を聞くということでもありますので、ここで終わりにしたいとは思いますが、ただ町長から言われた問題について我々詳しく分からないというお話なんですけれども、なかなか県も情報公開を全面的にしているわけではないので、つかみにくいという側面はあるんですが、私たちが一般質問を前に持ってきて、日数を一定程度空けて一般質問をするようにしたというのは、町側の調査をきちんとやって、しっかりとした答弁をいただけるということでスタートをしているわけなので、私としては町側の回答は不十分であってはならないし、しっかり調べて答弁もしていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

3つ目に入りますけれども、世界では先ほどもお話ししましたが、水道供給事業の民営化失敗ということから、再公営化に戻す動きも出てきております。みやぎ型管理運営方式では、運営権者が任意事業によって県内市町村の上下水道事業等を受託できますけれども、

本町は運営権者への委託を検討しているのかどうか。今後、その考えはあるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

同時に、運営権者に事業委託した場合に、地元の水道事業者などにも影響が大きく出てくるのではないかと考えているわけでありますが、その辺についての町の見方、考え方も併せてお伺いをしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 現段階での考えを、水道事業所長より答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、お答えさせていただきます。

現在、県で進めておりますみやぎ型管理運営方式の運営権者でございますが、県内市町村の上下水道等に関する業務を、任意事業として市町村から受託することができる枠組みになっておりまして、実施に当たっては県の事前承認が必要になる旨が記されているところでございます。

県の考え方としましては、県内水道事業の独占を目的としたものではなく、みやぎ型管理運営方式の運営権者に業務を委託することが効果的と判断される場合、市町村の判断で選択できるものであると伺っているところでございますが、運営権者の委託についてはまだ不透明な分がございますので、県の動向等を注視してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

もう1つすみません。

先ほど、町内業者という話がありました。運営権者と例えば委託するというのは、我々でいうと浄水場の運転管理という形になろうかと思いますが、必ずしも運転管理の中で町の業者さん、直接的な何かあるかという部分というのは、実はそれほどなくて、漏水とか内部の修理といった場合については、町の業者さんをお願いするという場合が確かにございます。

ただ、それがまだ具体的にその町によって運転管理の内容って実は異なります。うちのよう
に、浄水場のほかに配水池を持ってやるとか、いろんな状況が違いますし、例えば近隣の施設等井戸だけでやっているところもあるでしょうし、状況が違いますので、必ずこういう状況の中で県が請け負った会社さんができるのかどうか、実際その辺の詳しい状況も、まだ明確には提示されていない状況でございますので、今の段階で影響があるかというのは、申し訳ございません、把握が困難な状況であります。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ちょっと私の質問と最後のやつ、趣旨が違ったかなと思って、運営事業者に事業を委託しますと、松島町の水道事業ですよ。そうなった場合に様々な問題が生じたときに水道事業の工事等を発注するのは、運営権者になるわけですよ。町が発注するんじゃなくて運営権者が発注すると、こういう形になってくる部分があるんだと思うんです。そうすると、水道事業者は当然運営権者が選択をしていくという流れになりますから、運営権者によっては地元の水道業者が事業になかなか参加できないとか、そういったいろんな影響を受けざるを得ないということになるのではないかと思いますので、その辺についての町の見通しと伺いますか、それについてどうなのかということなんです。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） まず、第1番目にまずお話しさせていただきますが、今宮城県で考えているのは、浄水場のこれからの例えば工事であったりとか、そういうところまでを含めて委託するという考え方は今のところなく、現在我々がやっている二子屋浄水場を造っておりまして、これから送水の段階になりますが、造るというよりも現在と同じように運転管理を委託するという部分のレベルという形で、今のところ考えているようでございまして、今県がPFIを使って資産管理は全部民間に任せるとか、そういった部分に関しては今のところ市町村にそこまでは求めていないと聞いておりますので、ただあくまでもまだ文書の、仕様書の中の一部にできますよという部分が載っているということで、実は具体的なものというのは本当に何も示されていない。今のところ、勉強会、説明会等で話しされたのは、市町村が委託している運転管理等の業務を県の運営権者に、そういった部分をお願いすることも可能ですよという、大枠だけは示したという我々の認識でいるところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 分かりました。私としては多分そういう地元の水道業者にも、もしかしたら影響が出てくるのかなという心配もしたわけなんですけど、現状ではその判断はなかなかできないという答弁だろうと思います。町自体が運営権者に委託するかどうかも含めて、これからのことだということでお聞きをしておきたいと思いますが、来年4月から実際に運営権者が決まって、宮城県の上水下水道の運営を始めていくということになった際の対応として、松島町としては委託をする、しないの判断、どういった時点でされるのかその辺についての考えはあるでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 大変申し訳ございません。今先ほど申し上げましたが、本当に県としましては仕様書上に一文が載っていて、できるという形になっていまして、実はほかの市町村、説明会、我々は広域関係でも行きますけれども、明確な答えというのはまだ県から何も示されていないと。ですから、確かに日程的には来年4月からやるんです。そこまでは決まっています。ただ、請け負うか、請け負わないか、そういう部分であるとか、そういった部分に関しての議論まではまだ至っておりませんので、今現在の中で日程をと言われると大変申し訳ございません。今のところは見通しが立たないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 分かりました。

ある自治体ではもう既に、もしそうなったらぜひ参加したいという自治体もあるといううわさといいますか、お話を聞いたこともあるんですが、本町としてはまだだということでお聞きをしておきたいと思います。

最後、この問題での最後ですが、4点目ですね。これについては広域連携等の検討スケジュールというのが宮城県にありますということで、これ見たことありますよね。これでいくと、平成30年度に広域連携検討会を設立して、広域的な連携の検討がされることになっている。検討会が、どのようにこの間開催をされてきたのか。また、どういったことが検討されてきているのかですね。そのことについてお伺いしたいと思います。また、今後の進め方があればそこも含めてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、今ご質問いただいた広域連携についてのご質問でございますので、こちらの取組状況についてご説明させていただきたいと思います。

まず、広域連携というものでございますが、水道法の改正によりまして、都道府県が市町村広域連携の推進を担うということが規定されておりまして、宮城県におきましては平成31年1月でございますが、宮城県水道事業広域連携検討会設置要綱というものが定められまして、県内の大まかに4つの地域に分けて、広域化推進に関する検討会が開催されたという状況でございます。令和2年3月には各地域の現状等を示したシミュレーション調査結果というところが、実はホームページで公表されているところでございます。

現在、広域化シミュレーションの結果に基づきまして、行政的なつながりや広域化での費用対効果を見込めるのではないかと想定される2市3町を対象に、県が主催で勉強会を開催す

るなど、情報収集を今進めているという状況でございます。なお、今後でございますけれども、勉強会等で収集した情報を基に、2市3町の広域化シミュレーションというものを作成することになっておりまして、結果が示されるというところが今のところの予定になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、今のお話ですと県内4つの区域の中で、2市3町が一番可能性が高いという理解になるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） これはなぜだったか、当初県で考えている内容としましては、仙南仙塩のところと、我々2市3町という部分をテーマに上げていきたいという旨で、当初は考えていたそうです。仙南仙塩については広域事務組合ということで、仙南とのつながりがありますという部分と、我々2市3町については塩釜広域行政ということで、そういった部分は行政的なつながりもあるという部分がありまして、あとは一番県が重要視したのは面積なんですね。コンパクトな中にある程度人口があることによって、効率化が見込めるのではないかといった趣旨がありまして、今回我々第1番目になってしまいましたが、2市3町が今選ばれてその2つの中の1つに選ばれて情報収集、実際どうなのかという部分をやっている最中だということでございますので、そういう流れで今進めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 松島町は2市3町の中でも極めて特異な位置に、私はあるかと思うんです。松島町は広域水道2か所から水源を取っておりますし、下水道も単独だという状況の中で、2市3町とはいっても松島町はかなり単独で、別の組織になるかなと思うんですが、なかなか広域化の中にはまっていって上で大変なんじゃないかと思うんですが、その辺の問題はないんですか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） そちらにつきまして、現在宮城県と2市3町の担当者、我々所長級クラスということで何回か会議をさせていただきました。やはり、県が一番最初に検討したのは条件整理という部分が、一番やはり大きかったと思います。例えば、宮城県で申し

上げますと七ヶ浜町さんであれば、仙台市から水をもたらしているとか、あとはこれは多賀城さんも一部ありますけれども、あとは塩竈市さんのこの前事故がございましたけれども、多賀城市さんにも通水していますよとか、様々な条件があると、まずそこから整理しましょうというところから今進めております。

確かに、今我が町については大崎広水、自己水、それで仙南仙塩広域水道と3つがあるという部分がございますが、逆に言えばこれが仮に広域化になった場合には、ある意味では強みになる部分でもございますので、それらを今情報収集しながら、こういった形で水を回していったらいいのか、有効的にできる方法はないだろうかということで、県の担当の方と頭を並べて議論をしているという最中でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 広域化問題については、私は必ずしも悪いことではないとは思っているんです。例えば、私宮城東部衛生の議員させていただいていますけれども、これも広域行政の1つで、悪いとは言えない部分、多いと思っているんです。ですから、広域化イコール悪いとは言わないんですが、結局何が問題かという今回の広域化は今お話にあったように、宮城県を4つに分けて広域化を、宮城県が上から進めていると、ここが一番大きい問題なんだろうなど。結局は、地方分権と言いながら上からどんどん押しつけて仕事をさせるというか、こういう流れになっているわけですね。ですから、こういうことでいけば、結局は最終的には、宮城県内の水道を運営権者に全部任せなさいよと、結局最後はそこに行き着く話にならざるを得ないのではないかと。こう思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 今、宮城県が入っておりますけれども、先ほど宮城県の中でも進めている部局が、実は違います。先ほどの三位一体については企業局というところが進めておりまして、我々広域化を進めているのが食と暮らしの安全推進課という部分で、今進めている中で必ず話が出るのが、三位一体と全部一体化して考えるようなことはしないで、やはり2市3町は2市3町でしっかりと検討した上で、本当に必要か否かを判断すべきじゃないかということで議論を重ねている最中でございます。

ですので、議員ご指摘の部分は確かに1本ずつでいいんじゃないですかというご意見もあろうかと思いますが、今の段階でおけばその部分はまず一旦は置いておいて、2市3町でやったときに本当にどれだけ効果が期待できるんだろうかと、今それで県でも大体3月過ぎてし

まうかもしれませんけれども、中間報告ということで各市町村にもそれらの考え方について整理した上で、報告をもらうというスケジュールになっております。

その中で、今は広域の水がどうのこうのという部分については、そこまで全部触れることなく、まずは条件整理をしてどういう形がいいのか、どういう回し方がいいのか、そこに注視しながら進めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 2市3町の中で、どういう形で効率的な水道事業行政行えるのか、研究することは私は否定はしないんでありますが、宮城県の部署が違うというお話ですけども、部署の上には県知事がいるわけで、そこで1つになるわけですよ。さっきも言ったけれども、だから上から下にどんどん押しつけて流れてきて、やりなさいの形で進んでいるのが今の研究会でも、検討会でもあるんじゃないかと思うわけです。やはり、自主的な組織でないんですよ。結局、こうしなさいという形で進んでいるところに、今言ったような危惧を私は覚えざるを得ないと申し上げたいということなんです。

岩手県の中部水道事業団、ここはそれぞれの自治体が寄り集まって広域連携で、それこそ自主的に水道事業を運営しているということが最近なっているようですよね。ですから、そういうことであれば、私は問題ないのかなと思っているんですが、上から押しつけて最終的には民間に任せてしまいなさいよという流れだけは、ぜひつくってほしくないということだけは申し上げておきたいと思います。

以上、1問目終わりということにしたいと思いますが。

○議長（阿部幸夫君） 1時間経過しましたので、ここで消毒等ありますので、休憩したいと思います。

再開を2時15分といたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

今野 章議員。質問願います。

○8番（今野 章君） それでは、2点目の今後の水道事業についてということでお伺いしたいと思います。

本町の給水計画人口につきましては2万6,000人、給水能力は1日当たり1万6,100トン、トンで言ったほうがいいんですかね、立方メートルのほうが正解なんですか。トンでいきますね。立方メートルかな。

高齢化と人口減少ということが本町では続いているわけでありましたが、それとともに節水意識と節水型の機器の普及、それからホテル等の温泉水のくみ上げなどもありまして、近年は1日最大配水量が7,000立方メートル前後、ほぼ43.5%ぐらい。それから1日平均配水量は5,300立方メートル前後ということで、32.9%。こういったことになっておりまして、給水能力の半分も使っていない。1日配水量で見ると3分の1ぐらいしか使っていないというのが現状であります。水需要の減少傾向というのは事業収入の減少に直結しておりまして、その中で過大な施設の維持と、施設や管路等の老朽化対策や耐震化などが今求められておりますが、これらの施設の整備と更新計画はどのようになっているのだろうかということで、今後の水道事業の在り方についてお伺いをしていきたいと思っております。

まず初めに、二子屋浄水場、建て替えが進んできておりまして、間もなく完成ということになっているのかなと思っております。既に、試験運転なども多分されているのかなと思ったりもしているのですが、そうした中で浄水能力、二子屋浄水場では浄水能力が3,300立方メートルから1,750立方メートルに、ほぼ半減させたということでの設備の更新を行っているということでもあります。

こうした建て替えによる浄水場の運転費用の削減、どれくらい見込めるのかということについてお伺いをしたいということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今後の水道事業等についての質問がこれから続くかと思っておりますけれども、これまでの経緯とかそういったものにつきましても、水道事業所長に答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） まず、二子屋浄水場、今新たに建設しているものでございますが、状況についてまずこちらからご説明させていただきたいと思っております。

新たな二子屋浄水場でございますが、今建設を進めておりまして本体の部分についてはほぼ完了している状況でございます。今、先ほども議員からご指摘があったとおり、試験等行っておりますが、新型コロナウイルス関係がございまして、最終的には保健所さんの立会試験であったりとか、そういう部分が日程が組めない状況になっております。そういった部分で、3月中に何とか送水まで完成させたいと見込んでいるところでございます。

ご質問の運転費用削減といった部分でございますが、新たな浄水場でも送水する部分の量という部分については現状と変わりませんので、運転に係る費用については大きく削減されることはないと思っております。

ただ、運転費用は確かに削減されませんが、現行の浄水場において発生しておりました修繕費といったものについては、一定の額が削減されるのではないかと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 分かりました。浄水場の浄水方法は今までと同じということでしょうか。その辺について教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 二子屋浄水場につきましては、新たなものについても旧のものについても基本的に急速ろ過方式というものを採用しておりますので、ろ過方式については変更はございません。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それでは、2つ目であります。2月13日に福島県沖を震源とする地震が起きまして、浄水場の水源となっております仙台市内の川に灯油が流出したと。そのために塩竈市と多賀城市の一部などで、1万7,000戸の断水が発生するという大変大きな事態が発生したわけでありまして、本町におきましても、給水の水の一部につきましては鳴瀬川の表流水を水源としておりますので、改めて注意が必要なんだということが実感させられたところであります。

浄水場などではさらに薬物の混入をはじめとする危険行為から、安全確保が大変重要になってくると思っております。そこで、厚生労働省では平成20年に水安全計画策定ガイドラインというものを策定して、危機管理を徹底することが望ましいということを書いていただいておりますが、策定率がなかなか伸びなくて、平成27年6月2日付で人員の少ない事業者でも比較的容易に水安全計画がつけられる支援ツールを開発して、公表しております。

本町におきましては、この水安全対策、水安全計画、策定をされているのかどうかを含めてどのような対応をするのか伺いたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、水安全計画という部分でございます。こちらにつきましては、一番最初の元というものはWHOの提唱がありまして、平成20年度に厚生労働省がガイドラインを取りまとめ、水道事業者に対して良質で安全な水道水の供給確保に向けて取り組むよう推奨したというところから、スタートしているものでございます。水安全計画というものでございますけれども、水道法に基づいて作成しております水質検査計画と、各事業所で作成しております危機管理計画、これらを一本化しまして総合的な水質管理をより一層高いレベルで確保することを目的としておりますということでございます。

ただ、こちらにつきましては、全国的に議員ご指摘のとおりでございますが、計画を策定している水道事業者ということは、厚生労働省の発表で我々も押さえておりますが、約9%ぐらいのレベルということでございます。

本町としましては、それに基本的には国の指針に基づいて、適切な水質管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） この策定計画、安全計画については、9%ではないんでないかなと思うんですが、もう少し多かったような気がするんですが、平成26年度あたりで13%ぐらいはいたのかなと、たしか何かで読んだ記憶がありますし、県内だと思うんですが、県内では市レベル中心に50%近く、半数近くの自治体が策定しているのではないかと思ったんですが、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） すみません、もしかすると厚生労働省の発表している資料のそごがあるのかと。ただ、パーセント的に言うと確かに先ほど言ったように約9%ぐらいという話はしましたが、どちらかというとな少ないレベルにあることだけは間違いはないだろうと見ております。

県に、我々も近隣の中であつてつくっている自治体、どこがあるんだろうねということで調べてはいたところでございます。確かに、宮城県は当然つくっているという状況でございます、仙台市、岩沼市、登米市、大崎、栗原、多賀城、近隣ですと多賀城というところが今つくっているよという、策定はしていますよというお話は何っているところでございます。

ただ、水安全計画、町村部に行きますとほとんど、確かに減ってきているという状況になっております。これ、宮城県にも今のこれは冗談だろうなということでお話を1回伺ったこと

がありますが、基本的にはあくまでも推奨レベルということでそれほどないと。それと国からも県からもお話を受けているんですが、基本的にはそれに類推するような計画があれば、それで対応しても構わないですよといったニュアンスのお話を受けているという部分もありますので、そういった部分もありまして、町村レベルでなかなかそこまでは行っていないのかなという認識でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 言われているとおりで、だからこそ平成27年6月に中小規模の水道事業者でも対応できるように、作成が簡単にできる簡易ツール、支援ツールをつくったという通達が出ているわけですね。ですから、厚生労働省としてはやはり小さい事業者も含めて、つくってほしいなという思いがあるのかなとは思いますが。つくる、つくらないというのは推奨レベルだということで、必ずつくらなくちゃいけないというものではないというのは理解はするところですが、それではつくらないにしても、本町における水安全確保のための対策というものは必要なんだろうと思うんですが、計画はつくらないけれども、その辺についての考え方はどうなのかということについてお聞かせをください。

○議長（阿部幸夫君） 岩淵水道事業所長。

○水道事業所長（岩淵茂樹君） 考えという部分でございますが、基本的には我々国の指針でつくっております推進計画というのがございます。こちらの中に毎日検査すべきもの、緊急事態になったときにはこのような対応を取りなさいといった部分も含まれて、実は水質検査計画をつくっております。あわせて、我々には先ほど触れさせていただきましたが、危機管理の部分もつくっております、それでどういうふう動くか、そういったのも定めているところでございます。

また、併せまして緊急事態発生した場合は我々だけで済まない場合があります、ダム管理者、河川管理者、広域水道の担当者等24時間すぐ連絡ができるような連絡体制を、実は構築しております、直近ですけれども、仙南仙塩広域水道で実は利府で漏水がありましたということで、夜だったんですけれども、電話が来まして、それについてすぐ対応が取れるという部分での緊急連絡網、危機管理対策、あとは水質検査という部分を用いまして、我々としては対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今、答弁いただいた内容で、今後の危機対応も十分に可能だということでの認識だと理解したいと思います。

3つ目なのですが、今後の松島町の水道事業ということを考えてときに、まず今計画されていることについては左坂配水池を新たに建設するという事になっているかと思えます。その左坂配水池の計画内容について、どんな形になっているのか。どんな内容になっているのかをぜひ教えていただきたいということと、初原のワイングラス型の配水池もありますけれども、ああいった配水池をはじめとして他の配水池、それから初原、桜渡戸を中心とする地下水といったものの管理、今後の考え方についてどうお考えなのか。特に、初原のワイン型グラスの配置については今から10年以上前ですか、前の町長の大橋さんのときに水道事業計画というのをつくったと思うんですが、そのときにはあのワイングラスは倒して、初原の反町弾薬庫の敷地に接する側に、配水池を新たに作るという計画もあったと。現在それは進行していないわけでありましたが、そういったものの考え方も含めてこれからどんな形に進むのか。全体見通しをお聞かせをいただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、まず左坂の部分からまずご説明させていただきたいと思えます。左坂の配水池につきましては、本年度で基本設計が完了しておりまして、現在実施設計を行っているという状況でございます。配水能力を現在の500立方メートルから800立方メートルに増量しつつ、現行の配水池の道路向かいに建設すべく用地取得を行ったところです。本体工事につきましては、令和3年度の予算において債務負担、こちらを設定しているという状況でございます、令和5年度末の完成を目途に、今現在事業を進めているという状況でございます。

なお、先ほど後段でお話いただいた初原浄水場をはじめとするという部分でございますが、こちらについて地下水等を活用についてという部分でございますけれども、これまで予算決算の特別委員会等でご答弁しているところでございますが、左坂配水池に関する費用等確定した後でございますが、現行の施設整備計画の見直しに着手し、今後具体的な方針を立ててまいりたいと、そのように今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうすると、あれですか、配水池等の整備については、とにかく左坂の関係の費用が大体見通しついた時点でしか考えないということなんではないでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 我々としまして、今現在進めている実施設計がございます。こちらでどのくらいボリュームになるのか。その辺の見極めが必要になるだろうと見ております。先ほど議員ご指摘の施設整備計画でございますけれども、こちらにつきましては確かにご指摘のとおり23年に計画を立てまして、二子屋浄水場、左坂、新初原といった部分の話を確かに計画させていただいたというのは我々としても認識しているところでございます。

ただ、現在の財政状況や水需要を考慮しますと、その当時の計画でどうなのかという議論は現在も行っている最中でございます。我々としましては、左坂のある程度のめどが立ち次第、次の計画、どのようにするか、これは先ほど議員からご指摘があるとおり、地下水についても同様でございます。これらを全て網羅した形で、再度見直しをかけていきたいという考えを持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） これも一つ後で答えで一緒にいいんですが、実施計画、実施設計、これの中で費用が見込めた時点でということなので、早々に見直しに着手できるんだらうなとは思いますが、その辺のもう1回見通しだけね、いつ頃ぐらいからだったらスタートできるのかということも含めて、後で一緒にお答えしていただければと思います。

4点目なんですけど、水道事業の収入面から見ますと、有収率がどれぐらいになるかというのは大変大きな問題だと、私は思っています。松島町ですと、大体5億円前後の給水収益があるわけですから、1%違えば500万円前後の給水収益のほうに影響してくるのかなと思ってるわけで、2%上がれば1,000万円近くなるということになるわけですから、漏水であるとか水道管の破裂とかによって、大量に水が流出してしまうということは避けていかなければならないと思っております。

そのためにはやはり管路の更新、老朽化対策あるいは耐震化工事というものを進めていくということになると思うんですが、その辺の計画はどうなっているのか教えていただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） まず、先ほど施設整備計画の見直しという話をいただきましたので、そちらについて今我々の考えていることについて、お話をさせていただきたいと思っております。

我々も今回予算を計上するに当たって、当面の財政計画というのは当然立てております。その中で、施設の見直しという部分に関しましては令和4年度に予算をつけて何年か、年数はまだはっきりしておりませんが、そこから着手に入っていきたいという考えで、今いるところでございます。

配水管等の老朽化対策ということでございますが、さきに策定しております施設整備計画に位置づけはされておりました。しかし、東日本大震災で著しく損害が発生しました塩ビ管との更新を中心に、現在事業を進めているというところでございます。水道事業所につきましては、塩ビ管のうち昭和40年代に布設されている配水管等を、重点的に更新することを想定しておりまして、これまで漏水状況等も加味しながら優先順位をつけつつ、更新を行ってまいりたいと考えているところでございます。

議員、ご承知していると思いますが、高城のほうで今やっております、あれはたしか昭和40年代の管路でございまして、そちらの部分は今進めている最中でございます。震災のときに一番被害の大きかったのはV P管のソケットから離脱、要するに接着面から抜けてしまうという事故が一番大きかったというのが、我々としては報告が上がっております。また、昭和40年代、50年代につきましては、ちょうど一番塩ビ管というものを大量に使った時代だったという側面もございますので、我々としましてはそちらの塩ビ管という部分を、まず重点的に潰していきたいという計画を内部でも立てて、優先順位をつけて行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 松島町内の水道管の管路というのは、たしか133キロぐらいだったかな。あるかと思うんですが、相当長い距離なんです、そのうちの老朽化していると今認定できる距離というのは、どれくらいになっているでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは老朽という部分の管の延長ということでございますが、確かに今議員ご指摘のとおり、本町の総延長というのが省略しましても134キロございます。その状況の中で、我々で老朽化している管の延長というのを調べておりますが、約12キロあると認めております。過去の情報を見たところ、我々が簡易水道だった時代の管については、全てほぼ更新が終わっているということですので、昭和30年代についてはほぼ決着がついているだろうと見ているところでございますが、実は一番の更新を多くしたのが40年代から50

年代だったということで、一番直近として40年代クラスの管を見ると、約12キロ近くあると見ておりますので、こちらを重点的にやっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 分かりました。先ほど、現在老朽管の工事している箇所あるわけですが、ここは質問はしていなかったんですが、話が出たついでに質問しますけれども、大分道路が横断的にも縦断的にもアスファルトを剥がして工事しているものですから、道路が荒れているという状況になっています。最終的にはあれはあれですか。アスファルトを剥がしたところだけ埋め戻すのか。それとも全面打ち替えをするのか。そのところが問題になるかと思うので、ぜひ全面打ち替えをしてほしいと思うんですが、そのところがどうなるのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 先ほど、名称まで言わなかったんですが、光陽台の話だと思えますが、この箇所につきましては今第1期工事ということでご存じだと思いますが、一番手前の部分から串刺し状のようなところに剥離しまして、実は交換をしていると。実は、何であのような形になったかといいますと、我々で現地を調査した結果、40年代のV P管なんですけれども、管自体は岩盤の中にUの字にくりぬいて入っていたという経過があったので、実は管自体は結構まともな状態でした。ところが、分岐したところが各ご家庭でつけたものなんです、それがかなりボルトが傷んでしまって、それが離脱して漏水なってきたという経過がございましたので、今ああいう形になっていると。だから、こちらについては道路管理者とも協議を行っておりまして、まず1期工事、来年2期工事がありますので、まず現在の段階では仮設舗装で、一旦は保留をいただいております。来年それが全て2期工事まで終了した段階で、あそこについては全断面舗装ということで、全面を舗装打ち替えという形で今計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 分かりました。ありがとうございます。

5番目に移りたいと思います。我が町では大崎広域水道、それから仙南仙塩広域水道ということで、2か所から受水をしているということでありまして。令和2年度から令和6年度の5年間の水供給に関して、県と関係する市町村で覚書を交わして水を受水しているということ

になっているわけです。

この5年間の仙南仙塩広域水道からの受水量は令和2年が3,200トン、それ以降が3,100トンでいて、たしか令和6年が3,000トンと、こんな流れだったかと思うんですが、それから大崎広域水道については2,300トンでいて最終だったかな、途中から2,200トンになると、こういう受水計画になっているかと思います。受水量も減ることになりましたし、さらに覚書で受水単価も下がっているということになっておりますので、これを合わせて経費というのはどれぐらい削減されたのかなということをひとつお聞きしたいのと、その削減になった部分について、水道使用料金の引下げに反映することはできないのかということ、その辺についての考え方を伺いをしたいなと思ったところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、ご質問にお答えします。

県の用水供給単価というものでございますけれども、令和2年度より新たな料金体系に変更されておまして、税抜き価格という形になりますが、令和2年度大崎広域水道の責任水量、受水費の見込額でございますが、8,492万円ということでございまして、仙南仙塩広域水道については9,512万円と見込んでおまして、前年度比較になりますけれども、3,500万円ほど減となっているという状況でございます。こちらにつきましては、大崎仙南仙塩基本料金、従量料金等の変更があったためということでございます。

なお、水道料金反映の考え方という部分でございますが、受水費につきましてはご指摘のとおり減となるものでございますが、現在新型コロナウイルス感染症の影響等によりまして、水道使用量が大幅に落ち込んでおまして、本年度の料金収入も減収と見込んでいるところでございますことから、水道料金に受水費減額分を反映させることには、財政的には大変厳しいのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） このことについてはそういうことなのでしょうね、やっぱりね。ただ、コロナもいずれは回復していくんだろうなという期待もあるんですがそういう中であっては、この5年の中ではなかなか見込めないということなのか、当然今後の水道事業計画ということもおありでしょうから、その辺を見込んでということなのかもしれませんけれども、分かりました。取りあえず、今回はこの辺で。

ただ、最後に6点目でもう1回上工下水道に戻るわけですが、上工下水道にいきますと20年間で、先ほどもお話があったように、大崎広域水道で事業費の削減額が82億円、仙南仙塩広域水道で71億円、合わせて153億円の事業費削減が可能だとなっています。総事業費見ますと、現行の推移した場合は総事業費が630億円、仙南仙塩が1,051億円と、こういうことで合わせて1,681億円、こういう金額になります。これと削減費見ると9.3%ぐらいの削減率になりますから、10%近い削減になると。県には最低でもこれを実現していただきますよという考え方ですから、最低でも9%を超える削減幅になるわけですね。もっと削減できるかもしれません。

運営権者が受け取って頑張ったらそうなるというのが県の主張ですから、もっと削減幅が広がる可能性もあるわけですが、そうなった場合に需用費削減による効果というものが、当然広域水道にも反映されてきて水道料金の引き下げになるだろうと思っているわけです。その辺についてどうお考えなのかということと、実際そうやって下がってきた場合に、町として水道料金を下げていくということにつながるのかどうか。時期の問題もあるかとは思いますが、それについての考え方があれば教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それではご質問にお答えします。

みやぎ型管理運営方式の部分の話になるかとは思いますが、現在宮城県で優先交渉権者決定に向けて手続を進めている段階でございます。みやぎ型管理運営方式の導入によりまして、経費削減の効果が期待できるとの説明は確かに受けているところではございますが、県による手続の途中でもありますので、現在用水供給単価の協議にはまだ至っていない状況でございます。本年3月に、県で優先交渉権者が決まりますということでございますので、決定後の推移を見守りつつ、用水供給単価については各市町村と協議という場面が必ずございますので、そちらの中で県の考え方も伺いながら、今後どうなるか見ていきたいと思っております。

あとは、先ほどの下がった未来予想になってしまいますけれども、現在我々でも予算をつくる以上は今後の財政見通しは当然立てております。その中で行きますと、今回の5年分下がったわけですが、それでいっても現在の財政でいきますと、純利益で1,000万円前後出るのがぎりぎりという今のところの状況でございます。

ですので、県で今後5年たらずに、もしかすると前倒しで改定という話が来るのかもしれませんが、現在のところまだ予断を許さない状況でございますので、県との協議の場面

を持ちつつ、状況を確認させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今年は選挙がいっぱいある年で、たしか東京でも都議会議員選挙がありますよね。それから、衆議院議員選挙が都議会議員選挙の後になるか、前になるか分からないけれども、あります。その次は宮城県知事選挙ですよ。村井知事さんが立候補されて当選されれば、また4年間知事をされることになるので、4年間の中で結果を出さないと、水道問題というのは大変な問題になるのではないかと、逆に私は思うんですよ。そうしますと、最低でも広域水道2か所で、153億円は下げられますという話をしているわけですから、当然下げる話にならざるを得ないのではないかと、私は思っているんです。

ですから、早々に結論は出てくるのではないかと思っているわけですが、ぜひ町側としてもそういった側面からお話もしていただきたいなと、そういったことがあればですよ。そしてやっぱり住民が使う水道の料金、少しでも下げると。さっき水は低廉な価格で提供するというのがまず第一の目標だということを、最初のほうで答弁されました。これは水道法だったか、水道事業法だったか、1条か何かで規定されている中身ですよ、そういう中身というのはね。だから、そういう意味では提供する側としてはそういう法律に基づいて、安くて安全で、心配のない水が供給できるんだということのために努めるということが必要なわけなので、こういう機会を逃さずに、宮城県から受水する水の単価を引き下げてもらうための努力をしていくということが求められると思いますので、そういったこと、県知事選挙でどうなるか分かりませんが、もしそうなったら村井知事が続投ということになれば、そうなると思いますので、側面から援護射撃をぜひ松島町もしていただいて、料金引下げということになるように努力していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 村井知事の選挙の話は置いておきまして、とにかくこの間塩竈市で断水が5日間ぐらいですか、長いところだと6日くらいになるのかもしれませんが。塩竈市内全域に断水が生じた、それで何が一番困ったのかというと、お使いになっている全ての方々、市民であれ、そういった水を使って営業やっている加工業の方であれ、食料品扱っている、塩竈市おすし屋さん多いわけですから、そういったところに全てのものが影響するわけですよ。ですから、松島町には前にも何回かお話し、ここで話題が出ていますけれども、3つの水源があるので、そういう意味では町民の方に、安全で災害時に松島町の水は

強いんだよということは、まず分かっていたきたい。ただ、それを担保するためには最低限の条件もやはり必要になってくる。

二子屋浄水場も今度視察していただくようでありますけれども、あれだけ立派なものができる、しばらくはもう大丈夫だなということが、以前の二子屋浄水場を見ている方については、私らもこの間見ましたけれども、お分かり願えるのではないのかなと。ですから、大倉で塩竈市さんがいろいろなことがございましたけれども、ああいったことが松島町で起こり得ないように、今後取扱いには注意させながら供給していきたいと思います。

それから水の配水量については2万5,000人構想、6,000人ですか、そういったものの考え方がスタート時点にあったということでもありますから、人口にすればもう1万人以上減っているわけでもありますので、そういった水の売り先をどこかに求めなくちゃならないだろうということは営業的に考えていくわけで、そういったものを頭の中にきちんと入れて、水道事業会計やっていきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 分かりました。7問目に入りますけれども、今後の考え方として今ずっとうやうやって意見やり取りしたわけですが、財政計画も含めた水道事業計画の全体像改めて作り直すといえますか、そういうことが私は必要なんではないかと。なかなかあっち見たりこっち見たりしながら、私らも松島の水道こうなっているんだなという思いがどうしてもまだあるんですね。やはり、何か1つ計画見れば、松島の事業計画というのはこうなっていくんだなというのが分かるようなもの、ぜひつくっていただけないかという思いもありまして、最後質問させていただこうかなと思いました。

その中で、1つ聞いておきたいのは今営業すると、水をどこに売ればという営業の話も出ましたけれども、同時に2か所から受け取っている広域水道、ここだけで5,000トン超えるわけです、現状。そして、表流水で1,700トンですから、合わせて7,000トンぐらいはなると。そうすると、もう日量それで最大配水量に到達するということになってしまうわけですね。ほぼ。

これから人口も減っていく、コロナ禍の状況の中で観光客もなかなか来なくて、水需要がまだ減っていくということになっていきますと、その辺の水の調整ということもあるのかなと思うんです。2か所から受け取っている広域水道を、片方だけにすることはできないのか。こういう問題も当然あるかと思うんですね。どっちだったかな。大崎のほうかたしか高いのかな。どっちだか忘れちゃったけれども。安いほうにシフトして1か所に絞り込んでいくとい

うのも考え方としてあっていいのかなど。もし、駄目なときは1か所の広域水道と鳴瀬川の表流水、それから活用できる地下水という絞り込みも、あってもいいのではないかと思うんですが、そういうことも含めて今後の事業計画、しっかり見直しながら将来に向かっての全体像を示していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） まず、いろんな話をする前に広域水道、片方だけという形で、実は櫻井町長が着任したときに私に指示がありまして、県に行っております。そのときに、大崎広域水を止めるのはどうだというアイデアがありました。1回お話に行きました。そのときの基本料金が年間当たり5,000万円でございますが、それを今受水する市町村に分配するんですよ。それで納得もらえますかと言われたときに、大変多分厳しいハードルがあるだろうということもありまして、現在そういうお話だけは、今まではしてきているという部分でございます。

水道事業の売水状況という部分でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響もして料金収入が大幅に落ち込み、大変厳しい経営状況でございます。その中で、次を見据えた計画の策定が必要であるとも認識しているところでございます。

先ほど来説明しておりますが、左坂配水池の建設工事を進めるタイミングとなりますが、施設整備計画の見直しを行っていききたいというのが、まず第一として考えているところでございます。その見直しについては今後の施設整備の考え方も整理した上で、具体的に費用等の算定しつつ、将来の財政シミュレーション等も策定できるよう我々としては取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。（「時間も時間ですので」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。どうぞ。

○8番（今野 章君） ごめんなさい、そうでした。時間も時間で終わります。ぜひ、将来にわたってこうしたコロナ禍の中でのいろんな問題、今後もいろんな問題が多分出てくるんでしょうけれども、そういう中にあっても松島の水道事業が健全に運営されて、住民に安全で安心できる安価な供給体制、構築していただきますことをお願い申し上げて、私の質問終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。一般質問は継続中ではございますが、本日の会議は以上をもって閉じた

いと思います。一般質問は5日に延会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

以上をもって本日の会議を閉じ、延会といたします。

再開は3月5日午前10時です。

皆さん、大変ご苦労さまでございました。

午後 2時57分 散会